

平成30年度 第2回長野県自立支援協議会 次第

日時：平成30年11月20日（火）

13：30～16：00

場所：長野県庁本館特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 専門部会等の活動状況等について

(2) 地域生活支援拠点等の整備について

(3) その他

①相談支援体制の強化と質の向上について（人材育成部会）

②医ケア児等支援者養成研修について

③障がい者雇用について

④旧優生保護法に関する対応について

⑤長野県難病対策連絡会議について

⑥発達障がい者支援対策協議会について

⑦第4期障害福祉計画の実績報告について

⑧地域相談支援等の支給状況について

⑨地域自立支援協議会の状況について

⑩今後の日程について

4 閉 会

平成30年度 第2回 長野県自立支援協議会 出席者名簿

(敬称略)

氏名	役職等	備考
穂苅由香里	長野県ピアサポートネットワーク 事務局長	
小林 彰一	社会福祉法人 長野県身体障害者福祉協会 事務局長	代理出席
中村 彰	長野県手をつなぐ育成会 会長	
小松 敏幸	社会福祉法人小諸学舎 学舎長	
笹澤 裕	長和町町民福祉課 福祉係長	
林 敏彦	社会福祉法人この街福祉会 常務理事・この街学園施設長	
北嶋 昭	上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ 専門幹	
松澤 陽子	飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる 所長	
加藤 春彦	木曾障がい者総合支援センターともに 所長	欠席
降幡 美保	塩尻市健康福祉事業部福祉課 課長	
北沢 一人	大町市民生部 福祉課 課長	
小山多恵子	長野市障害ふくしネット・ケアマネ連絡会 代表	
関谷 真	須高地域総合支援センター 所長	
柳澤 英明	坂城町福祉健康課 福祉係長	代理出席
岩下 美穂	飯綱町保健福祉課 主査	欠席
町田 義文	中野市健康福祉部福祉課 課長	
小林 彰	社会福祉法人かりがね福祉会 理事長	
辰野 恒雄	上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ 相談支援アドバイザー	
宮下 智	社会福祉法人明星会 明星学園 総園長	
福岡 寿	社会福祉法人高水福祉会 理事	
橋詰 正	上小圏域障害者総合支援センターウイング 所長	
丸山 哲	社会福祉法人高水福祉会 常務理事	
井出 敦志	社会医療法人恵仁会 さく発達相談支援センター 相談支援専門員	
上野 隆一	NPO法人障がい者雇用支援ネットワークながの 理事	
福田 隆	長野県精神保健福祉士協会/多機能型事業所ピア・ちくま 施設長	
駒村 和文	社会福祉法人長野市社会事業協会ななせ仲まち園 事務局次長兼園長	
宮澤 一江	労働雇用課 主事	代理出席
西垣 明子	保健・疾病対策課 課長	
伊藤 学	地域福祉課 専門幹兼担当係長	代理出席
永田 寛尚	特別支援教育課 指導主事	代理出席
高橋 功	次世代サポート課 課長	
浅岡 龍光	障がい者支援課 課長	
小澤 利彦	保健・疾病対策課 課長補佐兼心の健康支援係長	事務局
掛川真由美	保健・疾病対策課 心の健康支援係 保健師	
清沢 浩志	次世代サポート課 課長補佐兼次世代支援係長	
手塚 靖彦	障がい者支援課 企画幹兼課長補佐兼管理係長	
大日方規子	障がい者支援課 課長補佐兼自立支援係長	
渡辺 公恵	障がい者支援課 自立支援係 主査	
吉澤 史浩	障がい者支援課 自立支援係 主任	
久保栄理子	障がい者支援課 社会生活係 主事	

平成30年度 第2回 長野県自立支援協議会 席図

○
福岡会長

傍聴席

報道席

- | | | |
|---------------------|--|-----------|
| 降幡委員 ○ | | ○ 北沢委員 |
| 松澤委員 ○ | | ○ 小山委員 |
| 北嶋委員 ○ | | ○ 関谷委員 |
| 林委員 ○ | | ○ 柳澤委員 |
| 笹澤委員 ○ | | ○ 町田委員 |
| 小松委員 ○ | | ○ 小林（彰）委員 |
| 中村委員 ○ | | ○ 辰野委員 |
| 小林委員 ○ | | ○ 宮下委員 |
| 穂苅委員 ○ | | ○ 橋詰委員 |
| 保健・疾病対策課
西垣課長 ○ | | ○ 丸山委員 |
| 次世代サポート課
高橋課長 ○ | | ○ 井出委員 |
| 特別支援教育課
永田指導主事 ○ | | ○ 上野委員 |
| 地域福祉課
伊藤係長 ○ | | ○ 福田委員 |
| 労働雇用課
宮澤主事 ○ | | ○ 駒村委員 |

○ 障がい者支援課 浅岡課長
○ 大月 健康福祉部長
○ 障がい者支援課 手塚企画幹

出入口

保健・疾病対策課 次世代サポート課	障がい者支援課
事務局等 3名	事務局等 4名

(1) 専門部会等の活動状況等について

人材育成部会

療育部会

就労支援部会

精神障がい者地域移行支援部会

権利擁護部会

長野県自立支援協議会フォーラム

平成30年度 長野県自立支援協議会 人材育成部会 上半期報告

[1] 本年度の狙い

「長野県障害福祉サービス事業者人材育成ビジョン」に基づき、障がいのある方々がご本人の望む暮らしの実現に向けた相談支援の提供、また‘安心して暮らせる地域づくり’を担う人材を育てることを目標にする。昨年度実施した「モニタリング実態調査」「圏域・地域の人材育成体制に関するアンケート」から見える課題を基に3つの柱を中心に活動していく。また人材ビジョンの見直しを必要に応じて行っていく。

- ①研修体制の強化
- ②計画相談の質の向上（サービス等利用計画・モニタリングの充実）
- ③圏域の人材育成の後方支援（圏域の課題等を受け止める仕組み）
- ④地域ごとに研修ができる体制づくり

[2] 部会の開催及び取組状況

第1回：4月19日

- ・今年度部会の開催スケジュール及び検討事項について意見交換

第2回：5月31日

- ・昨年度実施アンケートの分析
- ・相談支援従事者養成研修、サービス管理責任者養成研修について

第3回：7月18日

第4回：8月24日

- ・昨年度実施アンケートの分析から課題抽出
- ・来年度以降の新カリキュラム体制での相談支援従事者養成研修のあり方について

第5回：10月15日

- ・アンケート分析から今後取り組む方針について
- ・相談支援従事者養成研修のあり方について
- ・人材育成ビジョンの変更について

[3] 相談支援関連研修実施状況等

①相談支援従事者初任研修（5日間） 修了者 293人

- ・講義：平成30年7月3日、19、20日（長野市、松本市）
- ・演習：平成30年8月7、8日（長野市）平成30年8月20、21日（松本市）

②相談支援従事者現任研修（3日間）（経験者向け、更新者向け） 修了者 283人

- ・講義：平成30年8月29日
- ・演習：平成30年9月6、7日（松本市）9月20、21日（松本市）

③相談支援従事者専門別コース研修

○地域移行・地域定着：平成30年7月30、31日（諏訪市） 修了者 116人

※計画相談、障がい児相談、地域相談（地域移行）の加算の要件となる研修として実施

○障がい児相談：平成31年3月8日（長野市）

④サービス管理責任者・児童発達管理責任者研修（5日間）

・相談支援講義：平成30年12月13日、14日（松本市）

・共通講義：平成30年1月29日（松本市）平成30年1月31日（長野市）

・分野別演習

サービス管理責任者：平成31年2月6、7日（長野市）2月28日、3月1日（松本市）

児童発達支援管理責任者：平成31年2月20、21日（長野市）

（任意研修）

○サービス管理責任者スキルアップ研修 平成30年10月5日 修了者113人

○児童発達支援管理責任者スキルアップ研修 平成30年10月12日 修了者46人

長野県障害福祉サービス事業者 人材育成ビジョン(変更案)

長野県障がい者プラン2018 基本理念

障がいのある人もない人も、地域社会の一員として、
学びを通じてお互いの理解を深め、自治の力を活か
して支え合う、誰もが人格と個性を尊重され、「居場
所と出番」のある「共に生きる長野県」を目指します。

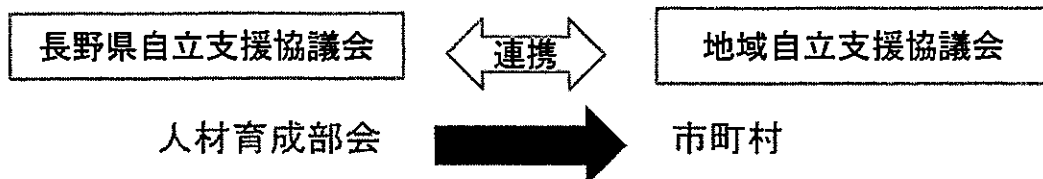
人材育成ビジョンの理念

長野県自立支援協議会

長野県のそれぞれの地域で、障がいのある方々が
『安心して暮らせる地域づくり』を担う人材を育てる。

そのために

- ケアマネジメントを土台とした研修体系を構築する
- 相談支援の質の向上を目指す
- 相談支援とサービス事業所の有機的連携
- 圏域毎にソーシャルワーカーの役目を果たす人材を養成
- 圏域ごとに人材育成ができる体制を構築する
- 圏域ごとの人材育成は県はもとより市町村が主体となり推進する



長野県自立支援協議会と地域自立支援協議会が協働しながら、
各地域の実情に基づいた人材育成体制の構築に努めていきます。

人材育成ビジョンの行動指針

《キャリア形成における研修の積み上げ》

第1期(27年度から29年度) ●長野県内のリーダー・ファシリテーターを養成する。

第2期(30年度から32年度) ●それぞれの地域で人材育成の仕組みを構築する

●法定研修新カリキュラムに対応

第2期アクションプラン

○圏域ごとに部会等組織を設置し人材ビジョンを策定する

・H30報酬改定加算モデルの調査と提案

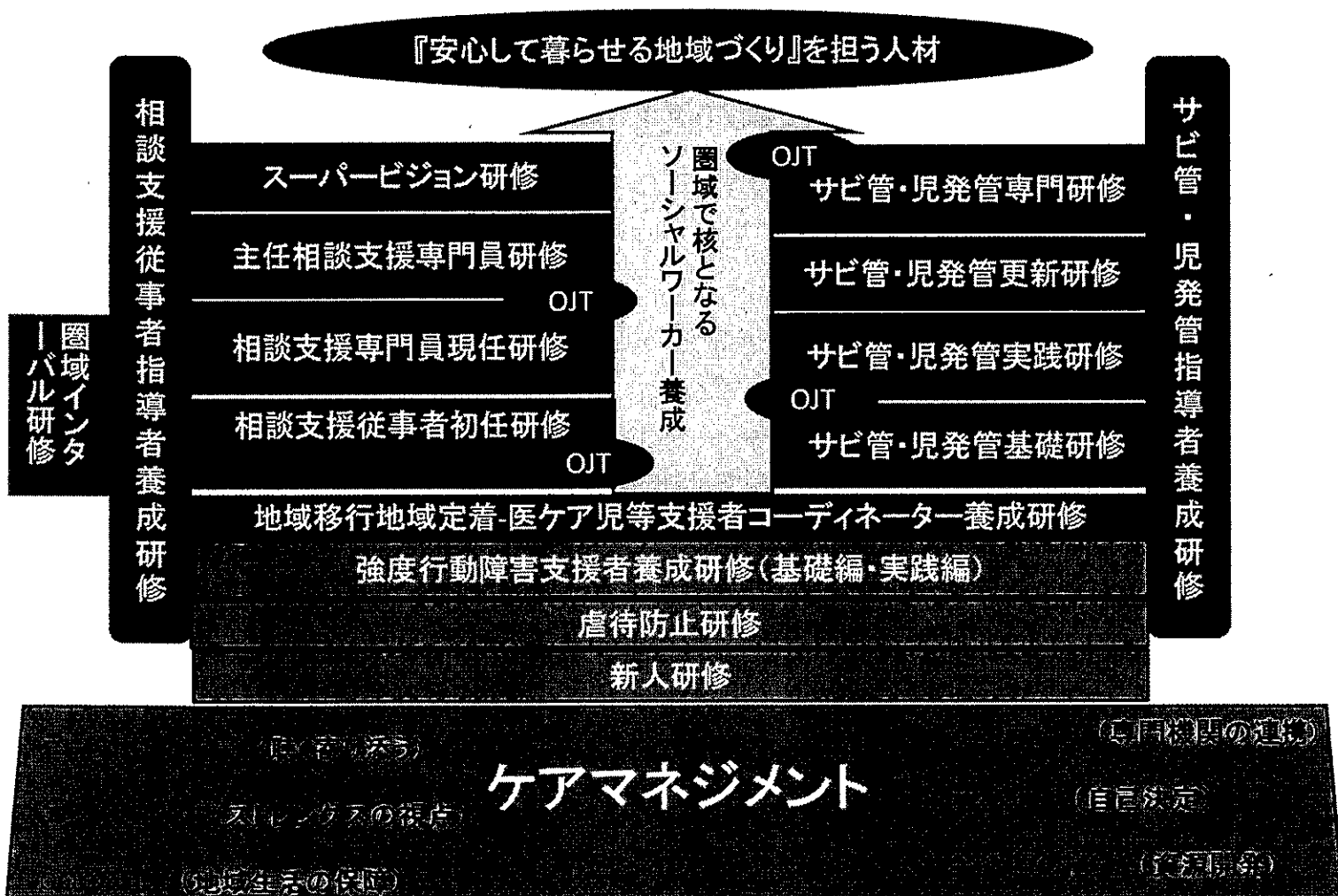
○圏域間の支えあいの仕組み作り

・インターバル研修等他圏域からの協力体制整備

○圏域ごとの研修の(支援の)スキルアップ

・モニタリング新基準の実現を目指す《説明会開催》⇒市町村からの応援

・新カリキュラムの国研修を長野県バージョンに作りあげる



平成 30 年度 長野県自立支援協議会 療育部会 上半期報告

[1] 本年度のねらい

- 1 発達障がい児者（※診断のない場合も含む）や医療的ケア児者への支援体制の整備が進められる中で、各障がいの専門性に特化した協議の場である「長野県発達障がい者支援対策協議会」「長野県医療的ケア児支援連携推進会議」と連動しながら、各地域の療育体制における課題の共有・検討を行う。
- 2 協議会と一体的に実施してきた療育コーディネーターの研修・情報交換の回と協議会としての議論の回を分けて開催し、地域の障がい児支援のパイプ役となる療育コーディネーター機能の強化を図る。
- 3 昨年度に引き続き療育部会運営委員会を設け、活動づくりを行っていく。
- 4 重心・医ケア WG の今後の位置づけについての検討を行う。

[2] 部会の開催及び取組状況

●第1回 5月11日（金）（※療育コーディネーター研修会）

本部会の本年度のねらいと障がい児等療育支援事業を担う療育コーディネーターの役割について療育コーディネーターと保健福祉事務所担当者を交え意見交換を行った。

●第2回 7月11日（水）

本部会と他の連携協議会との関係性について、「長野県発達障がい者支援対策協議会」「長野県医療的ケア児支援連携推進会議」に療育部会代表が参加し、両協議会と連携を図ることを確認した。その上で、各圏域の療育支援体制と療育部会の検討課題について意見交換を行った。

●第3回 9月28日（金）（※療育コーディネーター研修会）

最新の障がい児支援に関わる情報の確認と文部科学省と厚生労働省による「家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」を基に、教育との連携について意見交換を行った。

（今後の予定）

●第4回 12月14日（金）（※療育コーディネーター研修会）

二次障害等を防ぐための児童期からの支援と連携等について協議する予定。

●第5回 2月22日（水）

今年度部会活動の振り返りをし、来年度に向けた取り組みについて協議する予定。

[3] 重心・医ケア WG について

●第1回 5月11日（金）

各圏域の重心・医ケア児等に係る支援体制や課題について情報交換を行った。

●第2回 10月18日（木）

各圏域の医療的ケア児支援連携推進会議の開催状況や取組について、「医療的ケア児等支援者養成研修の実施」について情報交換を行った。また「医療と福祉の連携」を目的に平成 27 年度に発足した本 WG について、「長野県医療的ケア児等支援連携推進会議」の設置に伴い、今後は「長野県医療的ケア児等支援連携推進会議」の下部組織として本会議のサポートや中核となる現場支援者の情報交換の場として再編することを確認した。

（今後の予定）

●2月26日（月）

医療的ケア児等支援者養成研修のブラッシュアップ研修等

[1] 今年度のねらい

① 研修事業

短期トレーニング促進事業（500人）、OJT推進員派遣事業（40件）を目指すべく、OJT推進員の質の向上及び人材の確保、並びに就労移行支援事業所の連携強化、生活支援ワーカーの支援力向上、更には経験の浅い支援者の支援技術向上を目的とした研修会を実施する。

（キーワード：連携・定着・技術向上）*定着には就職者、支援者含む

② 後方支援事業

障がい者の就労支援における県内地域差を解消し更なる圏域部会活動の活性化と標準化を目的とした後方支援を行うとともに、県就労支援部会と圏域就労支援部会の連携強化を図る。

③ OJT推進員派遣事業の検証

上期において、現OJT推進員派遣事業の利点・欠点を整理し、より有効な活用方法、支援制度の可能性について検討を行う。

④ 就労定着支援事業所に関する検討

下期、平成30年4月施行の改正障害者総合支援法内で新規に創設された就労定着支援事業について、長野県内における実施状況の把握に努めるとともに、実態を注視し、資源の活用について検討していく。

[2] 部会の開催及び取り組み状況

●第1回 5月24日

- ・平成30年度就労支援部会の構成、活動計画について
- ・今後のOJT推進員派遣事業について（議論の方向性、全体の論点抽出）

●第2回 6月21日

- ・OJT推進員派遣事業について（グループワークによる個別論点整理）

●第3回 7月23日

- ・圏域自立支援協議会就労関係部会との合同開催（年間計画、圏域の状況の情報交換）
- ・OJT推進員派遣事業について（第1回、第2回の議論のまとめと共有）

●第4回 8月24日

- ・OJT推進員派遣事業について（検討の集約）

⇒委託事業化による実施の検討

●第5回 10月22日

- ・平成30年度就労支援部会研修準備（グループワークを中心とする事例検討で実施予定）
- | | | | | |
|---------|------|-----------|---------|------------|
| 準備班個別会議 | テーマ1 | 職業準備性について | （11月15日 | 松本圏域 Wish） |
| | テーマ2 | 職場定着について | （11月8日 | 県庁内） |

◎上半期の関連事業実績

●職場実習制度の実績（9月末現在）

- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| ・短期トレーニング促進事業 | 延べ306件（人） | （昨年度279件） |
| ・OJT推進員派遣事業 | 8件 | （昨年度6件） |

（今後の予定）

第6回 12月6日

- ・就労支援部会研修実施予定。部会を同一開催。

第7回 3月7日

- ・各圏域の就労関係部会と合同開催
- ・平成30年度就労支援部会の総括

平成 30 年度 長野県自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会上半期報告

[1] 本年度のねらい

各圏域に配置されている精神障がい者地域生活支援コーディネーター等を中心とした地域移行・地域定着支援が円滑に実施できるよう、各圏域の課題を把握し、圏域間の情報交換等を通して地域移行体制の強化に取り組む。

[2] 部会の開催及び取組状況

<地域移行支援部会>

●平成 30 年 5 月 30 日 (水)

内容：・今年度の活動方針の決定等

- ・国主催の「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」に関する研修会の復命等を基に、上記システムや地域移行支援に関する意見交換を行った。
- ・精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会で提出された各圏域の課題等を共有した。

(今後の予定)

●第 2 回 平成 31 年 2 月頃

内容：今年度の各圏域での活動状況を確認・共有・評価し、来年度の取組の方向性について協議する。

<精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会>

●第 1 回 平成 30 年 5 月 15 日 (火)

内容：・各圏域の今年度の取組計画等を確認した。

- ・事前に各圏域より提出された質問項目を基に、全体で情報交換を実施した。積極的な情報交換がされていた。

●第 2 回 平成 30 年 10 月 31 日 (水)

内容：・各圏域の上半期の取組の進捗状況および下半期の取組計画を確認した。

- ・コーディネーターから提出された地域移行に関する事例を通して、障害福祉サービスや自圏域にある社会資源を含めた情報交換や、提出事例に対する助言等についてグループで話し合い、様々な意見が発表された。

(今後の予定)

●第 3 回 平成 31 年 2 月頃

内容：各圏域における今年度の活動を振り返り、来年度の取組の方向性を確認し合う。

平成30年度 長野県自立支援協議会 権利擁護部会 上半期報告

[1] 本年度のねらい

- (1) 成年後見制度利用促進計画等について、成年後見支援センターとの連携会議を開催し情報共有を図る。
- (2) 障がい者虐待案件の課題検証を実施する。
- (3) 差別解消地域協議会等差別解消法に係わる取り組み状況の確認を行う。
- (4) 長野県地域生活定着支援センターとの共催による罪に問われた障がい者等支援・矯正施設視察研修を開催する。
- (5) その他、各圏域からあげられた権利擁護部会に関する課題検討。

[2] 部会の開催及び取り組み状況

第1回 平成30年5月22日(火) 場所：ハーモニー桃の郷 会議室 13:30～16:00

各圏域の権利擁護関係部会の平成29年度活動状況の報告、情報交換をし、本年度の権利擁護部会計画を策定した。また平成29年度障がい者虐待防止・権利擁護研修の報告、平成30年度研修について、アンケート結果をもとに意見交換を実施した。

また、平成30年7月から配布が開始されるヘルプマークについて情報共有した。

第2回 平成30年7月12日(木) 場所：ハーモニー桃の郷 会議室 13:30～16:00

各圏域権利擁護部会の平成30年度計画と課題について情報交換を行う。

差別解消の取り組みについて、県内の対応要領の策定状況、障がい者差別解消支援地域協議会の設置状況について確認するとともに、県障がい者差別解消推進員より県に寄せられた相談事例を紹介してもらい、理解を深めた。

また、差別解消事案について、権利擁護部会内でも情報共有を図っていくことを確認した。

第3回 平成30年10月12日(金) 場所：ハーモニー桃の郷 会議室 13:30～16:00

成年後見支援センターとの連携会議を実施。運営体制等の情報交換を行い、部会からの質問を中心に利用促進、関係機関との連携等について意見交換を行った。

また厚労省が実施した、虐待防止・権利擁護指導者養成研修について参加者より報告があり、本年度の研修重点事項の確認をした。併せて本年度の障がい者虐待防止研修企画・運営について、部会としての協力体制を引き続きとっていくこととした。

[3] 今後の予定

第4回 平成31年1月17日(水) 場所：ハーモニー桃の郷 会議室 13:30～16:00

障がい者虐待対応の課題整理、検証

平成30年度 障がい者虐待防止研修報告

平成30年度のまとめ

平成 30 年度長野県自立支援協議会フォーラムの実施結果について

障がい者支援課

1 目的

自立支援協議会の機能強化と地域生活支援拠点等の整備を目的としてフォーラムを開催し、情報共有を図る。今年度は、厚生労働省「地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の強化・充実のための都道府県ブロック会議」と共催で実施。

2 開催日時・場所

平成 30 年 11 月 5 日（月） 12：30～16：30 長野県総合教育センター（塩尻市）

3 参加者

地域自立支援協議会関係者、市町村障がい福祉担当者、保健福祉事務所職員、障害福祉サービス事業所等関係者

4 プログラム「走りながら考える地域生活支援拠点等 ～今の長野は～」

第 1 部

◆行政説明 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉専門官 片桐 公彦

◆シンポジウム

○事例発表（松本圏域）

松本圏域障害者総合相談支援センター
山形村社会福祉協議会

海老原晴香
田中雄一郎

○事例発表（千曲・坂城地域）

千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センター

坂下亜希子

進 行：長野県自立支援協議会長

福岡 寿

登壇者：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

片桐 公彦

村上 優

長野県自立支援協議会運営委員長

橋詰 正

長野県障がい者支援課

渡辺 公恵

第 2 部

◆ワールドカフェ風意見情報交換会

テーマ① 地域生活支援拠点等コーディネーターの役割

テーマ② 予防的支援とは

テーマ③ 自立支援協議会を活用する

◆まとめ

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

5 参加者数

圏域																合計
佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野				北信	他県等	事務局等		
								長野市	須高	千曲坂城	北部					
7	17	16	11	5	6	26	7	11	2	6	0	4	11	12	141	

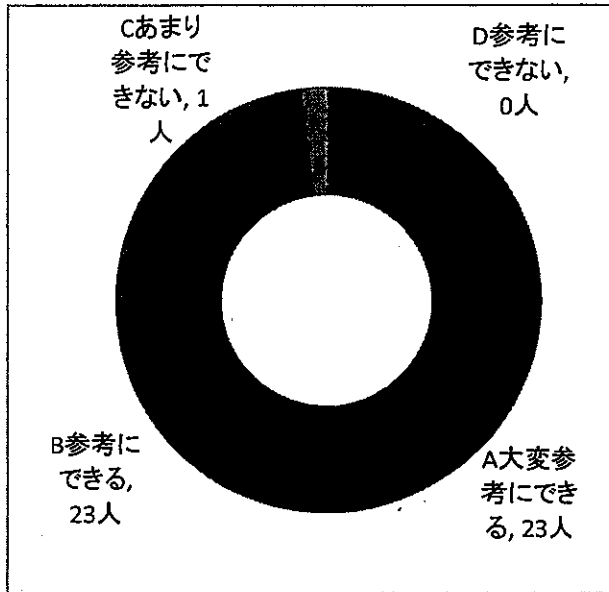
6 その他

ワールドカフェの開催に伴い、松本圏域の 5 つの就労継続支援 B 型の事業所による販売を実施。菓子、パンを中心とした自主製品の展示、販売を行い、多くの売り上げにつながった。

長野県自立支援フォーラム
 (地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能強化・充実のための都道府県ブロック会議)
 参加者アンケート結果

アンケート回答人数 51人

1 一つ目の事例について(松本圏域)



(感想)

医ケア児者支援に関する3病院での定期連絡会はとてもよい取組だと思いました。医療、福祉、行政の連携はまだ課題も大きいと思いますので、どのような会議、連絡会なのか、病院はどのような方が出てきているのか、細かなことも知りたいと思いました。

目標を定め、準備段階を丁寧に課題を挙げながら取り組んだ印象でした。

医療との連携は重要だと思います。強度行動障がいからの緊急ショートは同感です。

各機能についてセットでの検討が必要ということが参考になりました。

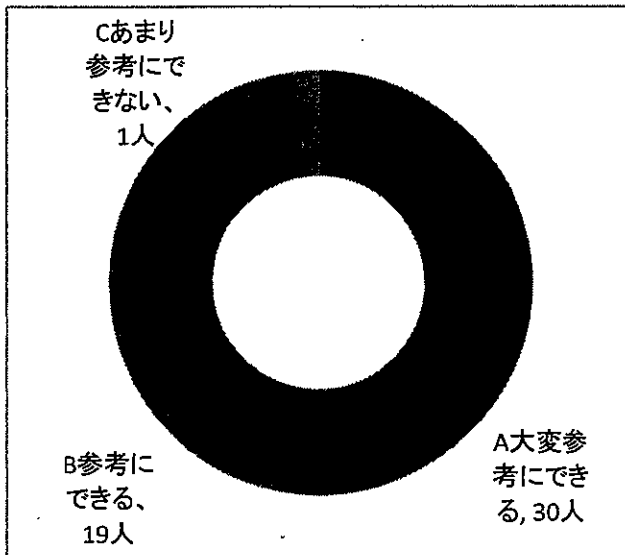
各自が課題意識を持って取り組まれており、我々と同じ位置に見えることから頑張っていこうという気持ちになりました。

遅れていると思われがちだが、地域特性を理解していると同時に将来目標も明確だった。

どのように検討を進めているか参考になった。ブロック別に「題抽出(地域診断)～検討」がきちんとできている印象。現場の人たちと実際にどんな形になっていくのか共有できるといいと感じた。

自分の圏域のことでしたが、よくわからなかったことが整理してもらっており、理解できました。

2 二つ目の事例について(千曲・坂城地域)



(感想)

緊急対応の見える化は分かりやすいです。役割もしっかりしていると感じました。

「みんなでやるという意識を地域の全事業所が持つ」勉強し始めたばかりの私にも納得の考え方でした。

フローチャートは参考になりました。緊急ショート以降の支援をどうするのかという課題は同感です。

すでにかなり対応されていて「緊急」は厚く見ていくと予知可能な部分も多いのだと気づきました。

検討、担い手の役割がわかりやすく、誰が何をするのか具体的に動けそうな感じだと思いました。基幹としての責任感が伝わってきました。とても参考になりました。

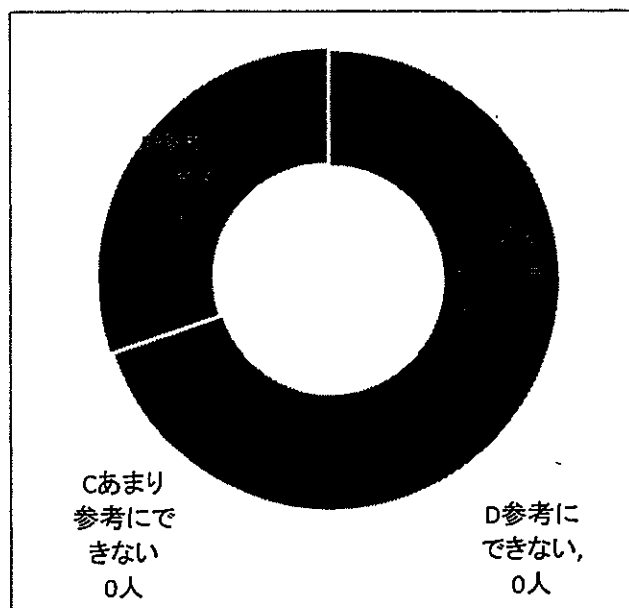
地域の特徴を生かした整備が進められていることが分かりました。

「緊急時を作らない相談体制」一つの目標として参考になりました。地域全体で支える、相談だけがその気持ちでいてもうまくいかない。難しいが大切なことだと感じました。

分かりやすく見える化されていてよかった。事例も身につまされる課題、各地域こういったケースがあると思う。地域で解決できればいいが、どうしてもできないときは圏域を越えた協力ができる姿勢が各圏域でできるといい。

緊急対策としてホテルを使う例が斬新かつ参考になった。

3 ワールドカフェ風意見情報交換会について



(感想)

他の圏域の協議会の状況や課題をお聞きすることができ、自分の地域の立ち位置が確認でき、課題も見えてきました。

テーマだけみたら難しい、何を話したらいいんだろうと不安に思いましたが、グループの皆さんのお話を伺い、難しく考えなくても「あ、こーいうことなんだ。」と思えました。

各圏域の状況を聞き、知ることができた。マクロとミクロを行ったり来たり、重要性を再確認できた。

福岡さん、厚労省片桐さんの最後のまとめのお話はとてもよかったです。

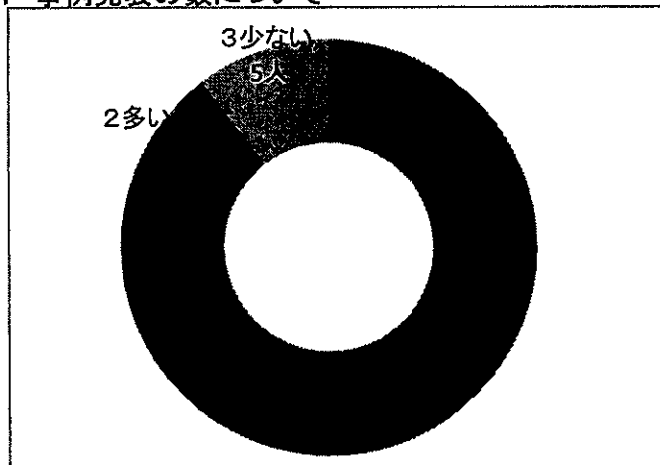
色々な話ができ良かった。角度からの話がたくさん聞けて広がりが良かったです。まさにワールドカフェを楽しみました。

各圏域の情報共有ができ良かったと思います。もう少し人数が多くても良かったと思いました。人の意見を聞けるのは良いです。他圏域での取組をお聞きできて参考なることがあり、また同じことを課題と感じていることも分かり学び、共有の場となりました。もう少し時間が長くて良かったです。

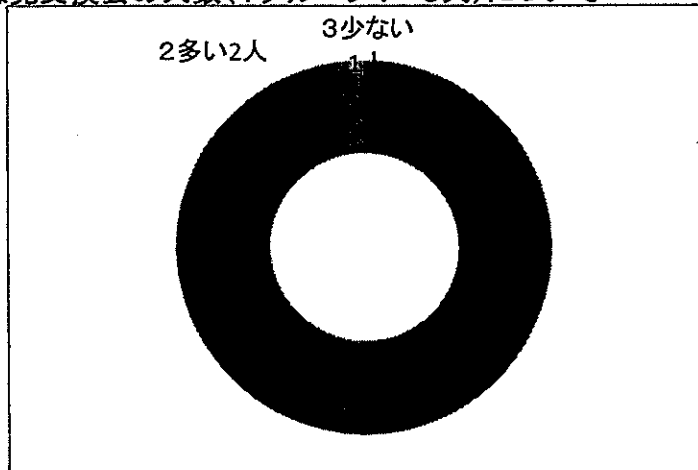
メソの指定一般相談支援事業所の連携が、課題だと思っていたので、今日はいいヒントをいただきました。拠点事業の考え方をまだまだ地域でやれることがたくさんあり、ワクワクします。

地域の総合支援センター以外の方の率直な意見も聞いてよかった。つい本音が出てしまう和やかさがあった。地域の中でどう進めていくか、共通認識を持つか、仕組みを作っただけになっていないか考えさせられた。

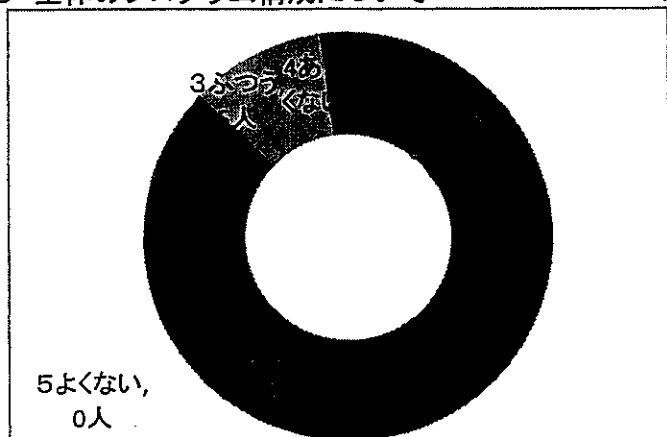
4 事例発表の数について



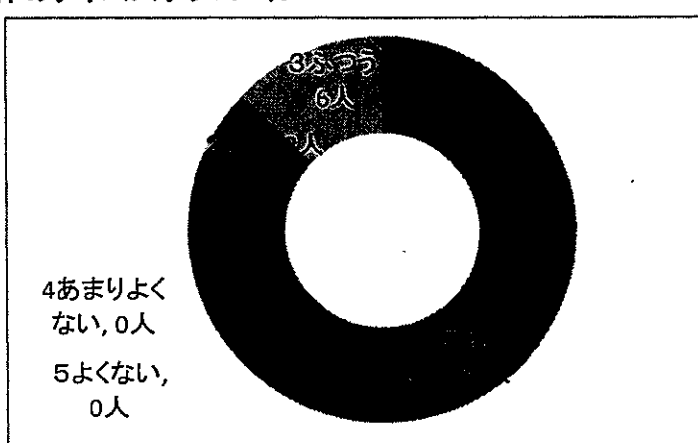
5 意見交換会の人数(1グループ4~5人)について



6 全体のプログラム構成について



7 全体のタイムスケジュール



8 県・国への要望

いつもフォローありがとうございます。
専門的人材の育成が急務ですが、人手不足と重なり、余裕がありません。県、国でもバックアップを求めたいです。
可能な限りの支援。体制をつくることは各地である。トップダウン型で地域を支援することも大切。
コーディネーター1人当たりの人件費を提示して確保してもらいたい。
好事例集がもらえて良かったです。片桐さんのお話もとても心に残りました。ありがとうございました。
拠点に関してだけでなく、支援に関わる支援者にはそれに見合う報酬があるといいと思います。
新規事業所が開設された場合、指定事業所情報を行政との連携を密にして落ちている事業所がないようお願いしたいと思います。
コーディネーター研修をしてほしいです。そもそもコーディネーターが分かりませんし、コーディネートすることも分からず、事業の進め方も分からず、とても困っています。
現在、福祉の現場では人材不足、定着の問題があり、疲弊してきていると思います。相談支援事業においても例外ではなく、担い手不足、多すぎる担当件数があると思います。今後の報酬改定で減収となる可能性があります。ぜひプラス改定いただければと思います。

(2) 地域生活支援拠点等の整備について

平成 30 年度障がい者相談支援体制機能強化会議 上半期報告

[1] 目的

各地域の障がい者相談支援体制の整備及び質の向上を図るため、障がい者総合支援センターの基幹化等、各地域における相談支援体制の機能強化に向けた各種テーマ（例：人材育成体制、地域移行体制、権利擁護体制、地域自立支援協議会事務局体制 等）ごとに必要な者を参集し、その協議及び情報交換等を行う。本年度は、地域生活支援拠点等の運用体制の強化を目的に「地域の拠点機能を担う機関がどのように連携して支援を行ったか」という視点での事例を積み上げ、対応を学ぶ。

[2] 会議の開催状況

第 1 回 平成 30 年 5 月 15 日（火） 長野県庁

- ・今年度の地域生活支援拠点等の取組テーマの確認
- ・地域の人材育成体制づくりについて
- ・平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定について

第 2 回 平成 30 年 7 月 17 日（火） 上田合同庁舎

○「事例から各支援機関の役割を考える」【事例発表】上小圏域、北信圏域

2 圏域の事例を通じて、地域生活支援拠点コーディネーター（基幹相談支援センター）は「個別ケース（ミクロ）」⇔「地域のネットワーク（メゾ）」⇔「自立支援協議会（マクロ）」の役割を担っている。①地域の相談支援事業所が支援するケース②緊急時に備えた準備や予防的支援体制ができていないケース③緊急支援を行ったケースを総合的に把握することで、地域の全体像が見える。

第 3 回 平成 30 年 9 月 11 日（火） 安曇野合同庁舎

○「コーディネーター（基幹相談支援センター）の取組から各支援機関の役割を考える」

【事例発表】木曾圏域、諏訪圏域、飯伊圏域

実際に緊急時対応を行う中で、予算の課題、緊急時の定義等、改めて調整が必要な課題が出てきている。

他圏域の取組をもとに、圏域間で似ているところもある。それらの違いを知り、自身の圏域にどう落とし込んでいくかが重要。

第 4 回 平成 30 年 11 月 5 日（月） 長野県総合教育センター

※自立支援協議会フォーラム参照

（今後の予定）

第 5 回 平成 31 年 2 月 12 日（火） 長野県庁（予定）

○まとめと来年度の取組みについて

地域生活支援拠点等の整備について

障がい者支援課

1 地域生活支援拠点の整備計画等について

(1) 第5期障害福祉計画（2017～2020年度）における成果目標

第4期障害福祉計画において、平成29年（2017年）度末までに「地域生活支援拠点を市町村または圏域に少なくとも一つ整備する」として取組を進めてきたところであり、概ね目標通り体制が整備されつつあることから、今後は拠点体制の充実・強化を図る必要がある。

(2) 地域生活支援拠点に求められる5つの機能

①相談支援

地域移行支援及び地域定着支援による常時の連絡体制や緊急時等の相談支援、親元からの自立や地域での暮らしなどにあたっての相談等に依る機能

②体験の機会・場の提供

地域生活移行や親元からの自立等にあたり、一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能

③緊急時の受け入れ・対応

地域で生活する障がいのある方の急な体調不良や保護者等の急病などの場合に備え、短期入所等による緊急受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能

④専門的人材の養成・確保

医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方などに対し、専門的な対応ができる体制の確保や専門的支援ができる人材を養成する機能

⑤地域の体制づくり

コーディネーターの配置等により、地域の障がいのある方やその家族などの様々なニーズに対応するサービスやそれらを提供できる地域の体制整備等を行う機能

※どの機能をどの程度整備するかについては、地域の実情に応じ各圏域が検討する。

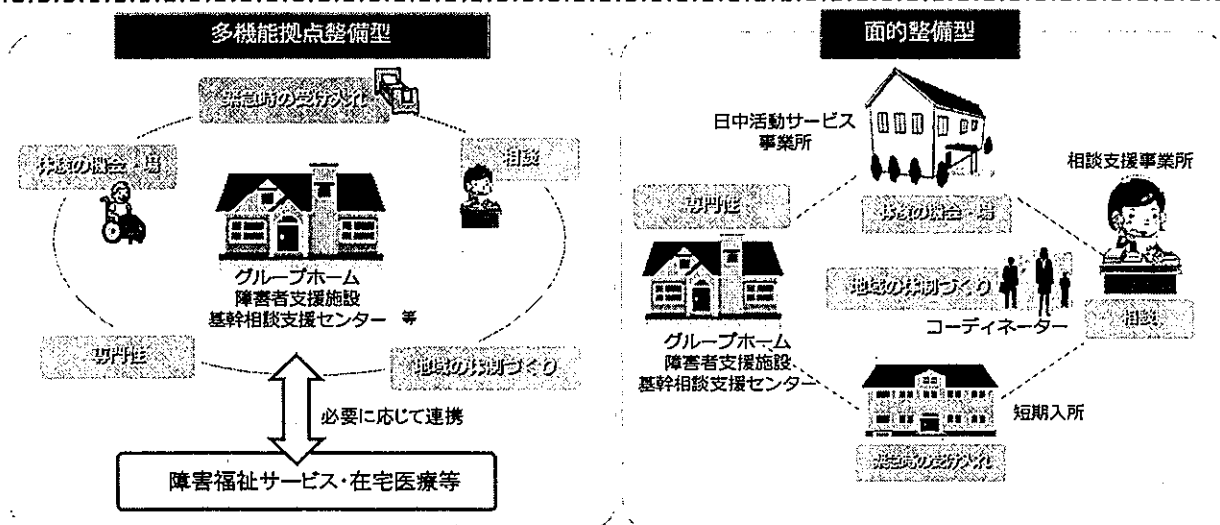
※県自立支援協議会内に設置する「障がい者相談支援体制機能強化会議」において、市町村及び障がい者総合支援センターの担当者などによる拠点整備に向けた意見交換等を実施している。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



2 県内の現在の整備状況について（平成30年11月現在※自立支援協議会フォーラム資料より）

圏域名	整備体制	現況（主な内容）	主な課題等	
佐久 H30.3 整備済	面的 整備	・緊急時受入れを輪番制により「佐久圏域くらし支えあいネット実施要領」にて整備 ・各種機能について「拠点整備コア会議」により継続検討中	・医療的ケア児等への緊急時の受入支援 ・基幹相談支援センターの機能・役割整理 ・事例を積み上げ地域の支援力向上	
上小 H29.4 整備済		・H29拠点等事業の実態調査と課題整理、第5期福祉計画による拠点登録説明会開催 ・輪番制による緊急時の受入れ ・地域定着支援計画兼台帳整備による登録体制推進	・行動障がいや医療的ケア児等への緊急時の受入れ資源開発と人材育成機能強化 ・拠点等機能の現場周知 ・緊急相談支援体制の拠点整備と相談強化	
諏訪 H30.4 整備済		・居室確保事業による緊急時受入れ（実績3件、相談4件） ・運用による課題検討や情報共有の場の定期開催（基幹、行政、事業所にて5回実施）	・運用から出た課題の整理 ・要綱整備と協力事業所の増加 ・支援者の意識改革等、圏域内の人材育成 ・緊急対応が必要な方のリスト化・登録	
上伊那 H30.3 整備済		・協議会の活用と3つのプロジェクトチームでの検討 ・緊急台帳整備と整備に係わる説明会実施 ・緊急時の受入について施設と調整 ・緊急時受入れに3施設が協力	・チーム等のあり方と支援者の意識改革（人材育成・体制整備） ・障がいに限らない地域資源の確認と開発（医ケア児等、行動障がい、体験の場等）	
飯伊 H30.4 整備済		・コーディネーター配置 ・サービス利用者は事業所中心に予防的支援、サービス利用ない場合は行政と連携し台帳登録を検討	・事業者、障がい者・家族含む地域へ周知 ・行動障がい、重心等緊急時対応できる資源開発と支援者の支援力向上 ・相談支援専門員の確保	
木曾 H30.4 整備済		・コーディネーター配置（0.5人） ・要綱の整備 ・緊急時対応マニュアルと台帳整備の方向性確認	・圏域内事業所への周知、協力依頼 ・福祉の支援力向上 ・共生社会の構築（圏域内どこに住んでいても安心できる生活）	
松本 H32.4 整備予定		・自立支援協議会内に「地域生活支援拠点整備プロジェクト」を立ち上げ5つの機能ごとに検討	①相談：基幹設置②体験：一人暮らし体験事業具体化③緊急時：空床確保に向けた協力依頼④専門的人材：人材育成ビジョン作成等⑤地域発信、協議会のあり方検討等	
大北 H30.3 整備済		・H30年度基幹相談支援センター設置 ・緊急対応対象者をリストアップ ・地域への周知のためのリーフレット作成と勉強会、説明会開催	・緊急時の定義の再検討 ・事業所受入れへの理解・協力の促進 ・医ケア児等の受け入れ体制の整備	
長野		長野市 H29.3 整備済	・市内8か所に相談支援センター設置 ・市と協議会で整備に係る課題を検討 ・緊急対応についての傾向把握	・相談支援体制の強化 ・運用の過程で生じた課題・ニーズの検討
		千曲 坂城 H31 整備 予定	・緊急対応が必要な方の事前調査 ・緊急を防ぐ支援のため短期入所事業所を含めたWG開催 ・各事業所が機能を担うことを協議会で確認	・全く情報がない対象者の方の緊急時対応 ・緊急時を想定したプラン作成、相談支援専門員の疲弊、人材確保、スキルアップ ・24H365日の対応の必要性の検討
	須高 H30.9 整備 予定	・H30.5から緊急時の受入れについて3事業所において持ち回りで体制を整備 ・緊急時対象者のリストアップを行い、現状把握	・地域定着支援の利用の停滞 ・医療的ケア児等や行動障がいの受け入れ体制が弱い ・事業所の協力体制整備の遅れ	
	北部	・自立支援協議会や町の関係者会議を通じて連携を取り孤立しない体制を整備。（一部長野市の協力あり） ・緊急対応対象者のリスト作成済（随時更新）	・体験の場や緊急時受入の場、人材の確保 ・一般相談支援事業所の不足 ・市町村相談支援事業の委託部分と地域定着支援事業の整理	
北信 H29.4 整備済	多機能 拠点 + 面的 整備	・地域あんしんコーディネーター（2名）と緊急時の受入れ（2床）の確保 ・医療的ケア児等の支援に向けた協議 ・協議会各部会を活用した取組（入所施設や精神科病院等に入所されている方の意向調査、支援者研修会等）	・ニーズに対応した体験の場が不足（特に強度行動障害、重心、医ケア対応） ・地域生活を支えるヘルパーの不足等人材不足 ・拠点等機能を担う事業所の参画等、地域全体で支える仕組みの構築	

※全国の整備状況 46自治体・保健福祉圏域（H29.4.1時点）【全国の自治体数：1,741、圏域数141】

(3) その他について

- ①相談支援体制の強化と質の向上について（人材育成部会）
- ②医ケア児等支援者養成研修について
- ③障がい者雇用について
- ④旧優生保護法に関する対応について
- ⑤長野県難病対策連絡会議について
- ⑥発達障がい者支援対策協議会について
- ⑦第4期障害福祉計画の実績報告について
- ⑧地域相談支援等の支給状況について
- ⑨地域自立支援協議会の状況について
- ⑩今後の日程について

○ 初任者研修標準シラバス

相談支援従事者養成研修 初任者研修・新カリキュラム（標準シラバス）

研修目標	<ul style="list-style-type: none"> ① ソーシャルワークとしての障害者相談支援の意義と知識を理解する。 ② 基本相談支援の理論と実践を理解し、障害者ケアマネジメントのスキルを獲得する。 ③ 計画相談支援の実施に関する実務を理解し、一連の流れができる。 ④ 地域づくりと相談支援の役割と協働を理解する。
研修の進め方 留意点	<ul style="list-style-type: none"> 以下のサイクルに則り履修し、知識と実習の連動を重視した研修を企画する。 事前学習→前編→演習(付録)→後編(実習)→演習(後編)→演習(後編)に基づく 前編と後編を同一年度に一体的に履修することを前提として履修されたカリキュラムである。 前編は卒業経験者等、後編は毎道府県の中核となる実践者が担うことと前提として開発されたカリキュラムである。 前編において、内容の重複する箇所があるが、どの前編で重点的に取り扱うかを企画者が十分検討する。 (同一の内容を複数の前編で重点的に取り扱うことは避ける。ただし、前編と後編における重複はこの限りでない。) 前編内容は本業に携わった内容を取り扱うこととし、それ以外の内容は①「既習を前提とする基礎的学習内容」あるいは②「発展的学習内容」であることを明確にする。 (本研修で必ず習得すべき内容と前提となる既習事項、発展的事項を明示する。) 後編は(導入、まとめ)の前編とワークを交互に実施するなど冗長にならないよう配慮し、学びのポイントを明示する。 後編は、受講生が主体的に参加し、学びごとのできる環境で実施する(原則として、グループワークを多用する。) 後編時は、毎道府県(各地域)における相談支援の中核となる現任研修終了者以上の実践者(主任相談支援専門員を法定)を演習講師とし、グループに1名配置する。 後編における標準的なグループ人数は6名とする。

カリキュラム

事前学習	基礎知識・関連知識		①障害者総合支援法及び障害福祉計画制度、各障害の特性について(テキストによる事前学習)	②効果測定: 学習後自己評価表を研修開始時に提出 ※効果測定の方法や評価・判定方法については別途要検討			
区分	科目名	時間	項目	初任者研修で扱う学習事項	前後となる既習事項	発展的学習事項 (兼任・主任・専門等)	
1 日目	前編1	オリエンテーション 研修受講ガイダンス	1h	本研修の研修目標 プログラム概要 人材育成、職業教育、成人学習理論	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援の目的についても簡単に触れる。 人材育成体系の中での本研修の位置 継続的な学びの必要性 基礎的な成人学習理論 実地指導やスーパービジョンの必要性、職業教育 		スーパービジョン ファシリテーション 事業所の運営管理
	前編2	相談支援概論	① 相談支援の目的 (1.5h)	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の地域生活とその支援 障害者の自立と意思の尊重、社会参加 自己決定(意思決定)への支援、権利擁護、エンパワメント、リカバリー 障害のある人を含めた誰もが暮らしことのできる地域づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の地域生活とその支援 障害者の自立と意思の尊重、社会参加 自己決定(意思決定)への支援、権利擁護、エンパワメント、リカバリー 障害のある人を含めた誰もが暮らしことのできる地域づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ノーマライゼーション ソーシャルインクルージョン 障害者の生活とその支援の歴史 条約や各種法令の目的・理念 障害者権利条約 障害者基本法 障害者差別解消法 障害者総合支援法 	
			② 相談支援の基本的視点 (2.5h)	<ul style="list-style-type: none"> 基本的視点 ① 個別性の重視、② 生活の視点、COLの重視、③ 本人主体、本人中心 ④ 自己決定(意思決定)への支援、⑤ エンパワメントの視点、ストレスへの着目、 ⑥ 権利擁護 <p>※以下の項目については特に重点的に触れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医学モデルから社会モデル、生活モデルへ 生活の視点と利用者の共通理解 意思決定支援(意思決定支援ガイドライン) 意思決定支援とは 意思決定支援の原則・基本的視点 本人の意思と選択を基とする意思決定とその支援 最善の利益原則と代理的決定 ストレスの視点と本人のストレスを減らした支援 	<ul style="list-style-type: none"> バイステックの7原則 ソーシャルワーカーの倫理規範 ICFの視点 	意思表明や意思形成が 非常に困難な障害者の 意思決定支援	
			③ 相談援助技術 (1h)	<ul style="list-style-type: none"> 地域を基盤としたソーシャルワークとしての相談支援 ソーシャルワークにおけるミクロ、メゾ、マクロの視点 	<ul style="list-style-type: none"> 地域を基盤としたソーシャルワークとしての相談支援 ソーシャルワークにおけるミクロ、メゾ、マクロの視点 	<ul style="list-style-type: none"> ケースワーク(個別援助技術) グループワーク(集団援助技術) コミュニティワーク(地域援助技術) 相談援助技術、カウンセリング 	
	前編3	障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供プロセス	日本の障害福祉の歴史	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉制度の発展 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉制度の発展 		
			障害者総合支援法等による障害児者の自立と共生社会の理念	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援給付、地域生活支援事業、自立支援医療、補給具、利用者負担、障害福祉計画、不問申立て、障害児通所支援、障害児入居支援、介護保険との関係等について 法にもとづく相談支援事業 障害福祉サービス(障害児支援)の提供プロセス 障害者の権利に関する法的・法的及び関連制度の関係性および概要 ※障害者の権利に関する法的、障害者差別解消法、障害者虐待防止法、成年後見制度や日常生活自立支援事業等 			
	前編4	障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本	1.5h	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業の成り立ち、相談支援の体系 各指定相談支援事業の基盤に寄づく相談支援専門員としての責務及び業務 指定障害福祉サービス事業等の基盤に基づくサービス管理責任者等としての責務及び業務 相談支援専門員とサービス管理責任者等との連携のあり方とその重要性 基本相談支援を基盤とした計画相談支援のプロセス サービス利用計画・障害児支援利用計画と個別支援計画の関係 「障害者虐待防止の予防」等を活用した虐待防止 			
2 日目	前編5	相談支援におけるケアマネジメント手法とそのプロセス	ケアマネジメントとそのプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメントの歴史と目的 ケアマネジメントのプロセスとその留意点 社会資源の探し方とアクセス方法、資源開発 			
			基本的視点	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援の基本的視点(再掲: 前編2を復習的に簡単に触れる。) 			
前編6	相談支援における地域への視点	1.5h	多職種連携とチーム支援	<ul style="list-style-type: none"> 多職種連携とその重要性 チームアプローチの留意点 <p>(発展的学習事項についても、初任者研修でも簡単に触れる)</p>			<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員とサービス管理責任者等との連携 個別支援計画等とサービス利用計画等の連動
			地域における相談支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 各指定相談支援事業、地域生活支援事業による相談支援事業(初任者相談支援事業、基幹相談支援センター)の各役割と機能、相互の連携並びに異質な体制 地域における協議会の役割 			<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制の整備
前編7	研修のまとめ	0.5h	<ul style="list-style-type: none"> 地域を基盤としたソーシャルワーク 2日間のまとめと演習にむけて 			<ul style="list-style-type: none"> 地域診断、地域資源の抽出・共有 ネットワーク構築(メゾネットワークの充実) 市民の協働と協議会 	

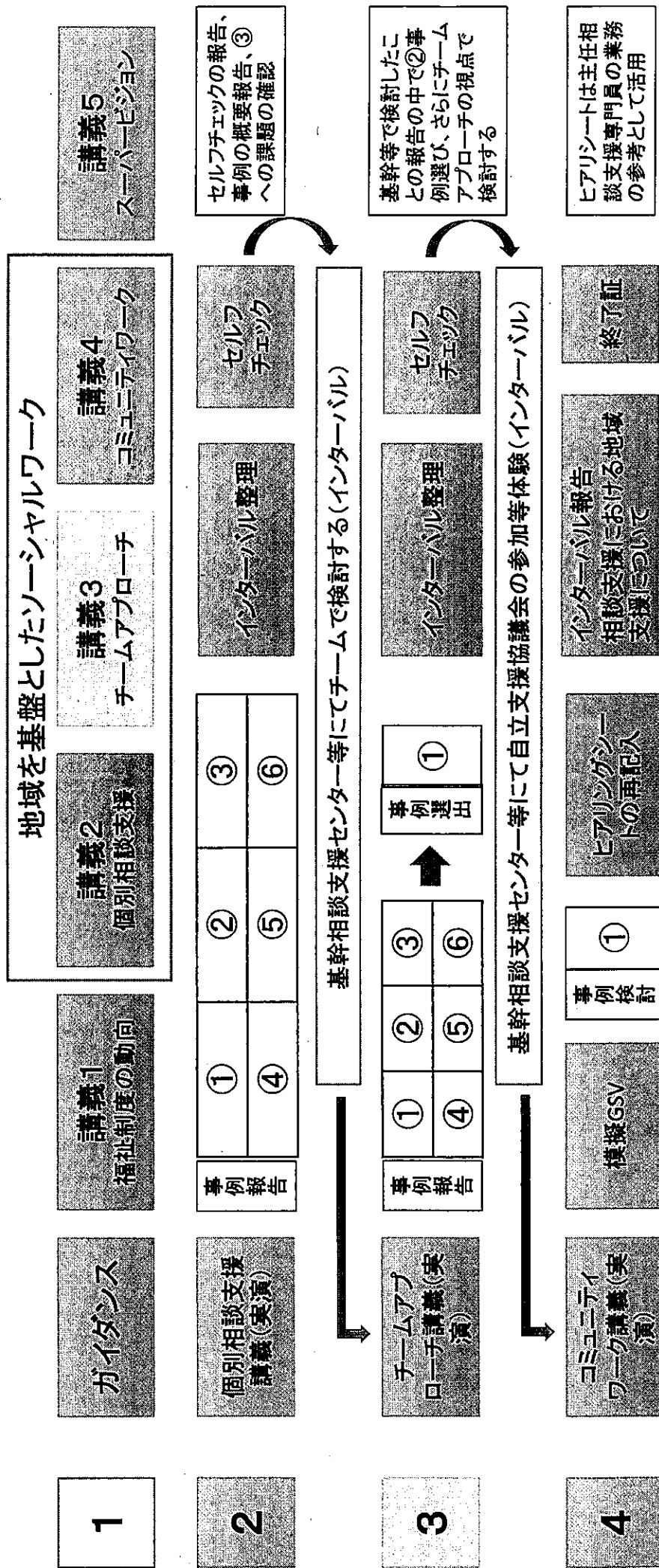
区分	科目名	時間	項目	内容							
1 日目	演習1 相談支援におけるケアマネジメントに必要な視点と技術 (ケアマネジメントおよびサービス等利用計画作成に関するプロセス体験演習)	12h	インテーク・アセスメント (6h)	<ul style="list-style-type: none"> 本人中心の支援、関係性の構築、本人の「人となり」の理解 1) ローカルプレイやモデル事例を基にした模擬面接等によるインテークと関係性構築 2) 情報の収集と整理 3) 本人への把握とニーズの整理 ※グループ討論にストレングスやエンパワメント、権利擁護や意思決定支援の視点を盛り込むよう配慮。							
			ゴール設定とプランニング (3h)	<ul style="list-style-type: none"> アセスメントにより明確化したニーズへの支援・地域資源へのアクセスと活用後の検討 サービス等利用計画の作成 模擬サービス担当者会議等によるサービス管理責任者を中心とした協議等との連携体験 							
			モニタリング・ターミネーション (3h)	<ul style="list-style-type: none"> 支援への評価、利用者満足度、新たなニーズの出現、ゴールの変化、他機関連携の状況確認 支援の終結 再アセスメント、再プランニング 							
			振り返り 実習ガイダンス (1h)	<ul style="list-style-type: none"> 演習1の振り返り インターバル中の課題実践及び提出に關してのガイダンス 							
演習1 インテーク・アセスメント 演習1, 事前研修・実習のための研修に一定期間の間隔を設定。				1日目 17月	17月 17月	17月 17月	17月 17月	17月 17月	17月 17月	17月 17月	17月 17月
3 日目	演習2-1 実践研究1 ＜実習課題に基づくアセスメントの検討＞	6h	アセスメント結果の検討 (スーパービジョン・事例検討の体験)	<ul style="list-style-type: none"> 事前課題で作成した事例情報、アセスメント結果、支援方針について、グループ毎に検討を実施 手法：精選されたグループスーパービジョン・事例検討を想定。 導入演習45分、グループ演習270分、演習ふりかえり45分 ※1名あたり45分。 (報告 5分 → 本人等の共有 5分 → 質問 10分 → プレインストームング 15分 → 応答 3分 → 休憩・転換: 7分) ※休憩は全員分をまとめてとること。							
			インターバル 実習2 実習2の実践のため、研修に一定期間の間隔を設定。	17月 17月	17月 17月	17月 17月	17月 17月	17月 17月	17月 17月		
4 日目	演習2-2 実践研究2 ＜実習課題に基づく再アセスメントおよび支援方針(計画案)の報告と共有＞	3h	再アセスメント結果および支援方針(計画案)の報告・共有 (ケースレビューの体験)	<ul style="list-style-type: none"> 実習②で実施した再アセスメントおよび作成したサービス等利用計画OKについて、グループに報告・共有。 ※1名あたり25分を想定。 (報告: 5分 → 質問: 5分 → プレインストームング: 10分 → 応答: 3分、休憩・転換: 2分) ※休憩は全員分をまとめて10分以内。							
			演習3-1 実践研究3 ＜ケアマネジメントプロセスの定着演習(前半)＞	3h	ケアマネジメントプロセスの定着演習(前半) アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> 演習2-2で共有された実践例より1つを定着。 グループによる再検討(ニーズ整理)により、アセスメントを深める。 					
	5 日目	演習3-2 実践研究4 ＜ケアマネジメントプロセスの定着演習＞	4h	ケアマネジメントプロセスの定着演習(後半) プランニング	<ul style="list-style-type: none"> 演習3-1で明確になったニーズへの支援の検討、プランの作成。 事例提出者の地域を想定して具体的な地域資源を入れた支援計画を検討・作成 1) 自由な資源のアイデア出し(80分) 2) サービス等利用計画作成(80分) 3) ふりかえりと地域づくり(協議会)(60分) 						
				演習4 振り返り	2h	演習および研修全体の振り返り	<ul style="list-style-type: none"> 導入演習 個人での気づきの整理 グループおよび全体での討議および共有 まとめ演習 				

現任研修の構造

資料1

獲得目標

- ① 相談支援の基本的業務を確実に実施できる。
- ② チームアプローチ(多職種連携)の理論と方法を理解し、実践の中でチームアプローチが実践できる。
- ③ コミュニティワーク(地域とのつながりやインフォーマルの活用等)の理論と方法を理解し、実践できる。



相談支援従事者現任モデル研修プログラム

資料2

獲得目標	<p>① 相談支援の基本的業務を確実に実施できる。【意思決定（支援）を通して生きがいや自己肯定感を高める支援（ストレングス）、相談支援の技術と能力の獲得】</p> <p>② チームアプローチ（多職種連携）の理論と方法を学び、実践においてチームアプローチが展開できる。【チームアプローチ（多職種連携）を実践するための技術と能力の獲得】</p> <p>③ コミュニティワーク（地域とのつながりやインフォーマルサービスの活用、社会資源の開発等）の理論と方法を理解し、実践できる。【地域に即した相談支援の実践力の獲得】</p> <p>④ ①～③について支援の妥当性を得るためグループスーパービジョンの理論と方法を学び、実際の事例を用いてグループスーパービジョンを体験することで、自らの支援について指導・助言を受ける重要性を理解する。</p>
------	--

研修の進め方	<p>事前課題→講義→セルフチェック→演習→事例検討（スーパーバイズされる体験）</p> <p>* 演習は全員が司会進行を行う（ファシリテーションもしくは担当者会議における司会進行の技術獲得が目的）</p> <p>* 演習における標準グループ数は6名を想定している</p>
--------	--

事例提出	<p>事前課題①事例の概要、簡易なアセスメント、家族関係、関係機関とのつながり、支援の経過が分かるよう記載（2,3,4日目で使用）</p> <p>事前課題②ストレングスアセスメントの作成（1日目の研修終了後作成、4日目に使用）</p> <p>事前課題③地域変革のためのヒアリングシートの作成（1日目の研修終了後作成、4日目に使用）は、</p>
------	---

インターバル 報告書作成	<p>①2日目終了後、基幹相談支援センター等でのインターバルの内容、感想等について報告書を作成（3日目に使用）</p> <p>②3日目終了後、基幹相談支援センター等でのインターバルの内容、感想等について報告書を作成（4日目に使用）</p>
-----------------	---

研修 1日目	1日目	項目	3h			1h
			0.5h	1.5h		
		講義	ガイダンス	福祉制度の動向 (地域生活支援事業含む)	<p>「地域を基盤としたソーシャルワーク（相談支援）」</p> <p>①個別相談支援（相談支援の過程における意思決定支援）</p> <p>②チームアプローチ（多職種連携/個別相談支援・地域支援におけるチームアプローチの展開）</p> <p>③コミュニティワーク（個別の支援から地域支援への展開）</p> <p>*主に概論の話が中心</p>	スーパービジョンの理論

研修 2日目	2日目	項目	講義（9:00～10:00）	演習（10:00～16:00）		
				事例報告・検討	インターバル整理	セルフチェック
地域を 基盤とした ソーシャル ワーク (相談支援)		①個別相談支援	1日目の講義を踏まえ、事例を通してセルフチェックシートの解説や事例検討（報告）の際の協議事項の説明を行う *主に事例を踏まえた説明	事前提出された事前課題①の報告し、相談支援のプロセス・意思決定支援の視点を踏まえ、検討課題に対してグループで検討する。	事前課題①へのグループでの協議を踏まえ、インターバルに向けた課題整理と抽出を行う	講義内容及びグループでの意見に留意し、自身の業務と照らし合わせて自己業務の確認を行う
	演習で確認された支援課題について支援を実施する（1ヶ月間のインターバル、基幹相談支援センター等で実施）					
研修 3日目	3日目	②チームアプローチ (多職種連携)	1日目の講義を踏まえ、事例を通してセルフチェックシートの解説や事例検討（報告）の際の協議事項の説明を行う *主に事例を踏まえた説明	事例報告・検討	インターバル整理	セルフチェック
				<p>インターバルで行ってきた支援内容を報告し、チームアプローチの視点を踏まえ、多職種連携の必要性や進め方等についてグループで確認、検討する。</p> <p>4日目に使用する代表事例を選出する。</p>	相談支援体制や自立支援協議会の状況等グループで共有し、インターバルで行う内容を整理する	講義内容及びグループでの意見に留意し、自身の業務と照らし合わせて自己業務の確認を行う
自立支援協議会の体制等を学ぶため、協議会（専門部会含む）に参加する（一ヶ月のインターバル、基幹相談支援センター等で実施）						
研修 4日目	4日目	③コミュニティワーク	1日の講義を踏まえ、事例を通してインフォーマルサービスの必要性や活用方法、地域とのつながりに向けた支援や自立支援協議会の役割、グループスーパービジョンの説明を行う	演習	模擬GSV	演習
				<p>講義を踏まえ、グループの中から選出した事例に対し、地域とのつながりの必要性やインフォーマルサービスの活用について協議する</p>	<p>利用者の生活の質を高めるため、インフォーマルサービスの活用方法や地域とのつながりについて模擬GSVを通して理解する</p>	<p>インターバルの報告や演習等を通して（社会資源を利用する等が地域とつながることあり）自分の支援に置き換えてコミュニティワークを考える。</p> <p>事前課題③のヒアリングシートを再チェックし、地域支援を行う上での必要な視点についてグループで共有・理解を深める（主任相談</p>

<相談支援従事者初任者研修開催のイメージ(案)>

講義 (1・2日目)	松本会場			
演習 (3・4日目)	長野会場		松本会場	
インターバル1	各圏域・地域の総合支援センター等の単位			
演習 (5日目)	北信会場	東信会場	中信会場	南信会場
インターバル2	各圏域・地域の総合支援センター単位			
演習 (6・7日目)	北信会場	東信会場	中信会場	南信会場

<相談支援従事者現任者研修開催のイメージ(案)>

講義・演習 (1・2日目)	松本会場			
インターバル1	各圏域・地域の総合支援センター等の単位			
演習 (3日目)	松本会場			
インターバル2	各圏域・地域の総合支援センター等の単位			
演習 (4日目)	松本会場			

平成30年度障害者総合福祉推進事業
 新カリキュラムに基づく相談支援従事者養成研修モデル研修事業実施要領
 (初任者研修および現任研修)

1. 目的
 平成30年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業の指定課題である「相談支援従事者研修ガイドライン」の作成及び普及事業(以下、本事業という)の一環として、新カリキュラムに基づく相談支援従事者養成研修(初任者研修ならびに現任研修)(以下、本モデル研修という)を埼玉県において実施し、その内容を検証することを目的とする。

2. 実施主体
 特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会(本事業実施主体)

3. 対象者および定員
 本研修の対象者は、以下の2種とする。
 ① 本モデル研修による初任者研修もしくは現任研修の修了を目的とし、受講する者(以下、受講生という)。
 定員：初任者研修24名、現任研修24名
 ※法定研修として修了を認定するため、カリキュラムの全日程(全課程)を修了する必要がある。

② 新カリキュラムによる障害者相談支援従事者養成研修を都道府県において企画・立案するための情報収集や情報交換を目的とし、本モデル研修を聴講する者(以下、聴講生という)。

定員：各都道府県1名程度
 ※日数が多いため、複数名が交代しても差し支えない。

4. 受講および聴講の要件
 ① 受講生は、下記の要件を満たす者を対象とする。

- A. 初任者研修・現任研修共通
 - ア. 初任者研修もしくは現任研修のいずれかの研修を修了するため、実習を含めた必要な全課程を履修する意思のある者(サービスマネジメント等研修の修了者であっても、既習部分の受講免除等は行いません)。
 - イ. 本モデル研修の趣旨を理解し、研修の評価や受講した感想等をフィードバックできる者
 - 注) 実習や課題があるため、現任障害福祉関係の仕事をしていない方は原則として受講できません。

B. 初任者研修
 以下ア～オのいずれかに該当する者。

ア. 相談支援従事者の要件(厚生労働省)で示している実務経験等を満たす者で、障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業所もしくは指定特定相談支援事業所又は児童福祉法に規定する障害児相談支援事業所において相談支援事業に従事している者。

イ. 指定重厚障害者等包括相談支援事業所に従事するサービスマネジメント等提供責任者。

ウ. 平成31年度末までに、相談支援従事者の要件(厚生労働省)で示している実務経験を満たす者で、本項ア又はイの業務に従事している者。

エ. 市町村において障害者の相談支援業務に従事している者。
 オ. 障害者の相談支援業務に従事している者もしくは平成31年度末までに従事する予定である都道府県職員。

C. 現任研修
 次のア及びイの要件をすべて満たす者であって、演習の際に受講生本人が担当した実践例を提出することが可能な者。

ア. 以下の①又は②のいずれかに該当しており、必要な実務経験を満たしていること

- ① 障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は児童福祉法に規定する障害児相談支援事業所に従事している相談支援専門員
 - ② 指定重厚障害者等包括相談支援事業所におけるサービスマネジメント提供責任者
- イ. 障害者相談支援従事者初任者研修の修了より2年以上経過しており、相談支援専門員の資格を有していること(別紙1「相談支援専門員の要件」参照)。

- ② 聴講生は、下記の要件を満たす者を対象とする。
 - ア. 障害者相談支援従事者養成研修の企画・運営を担当する都道府県職員。
 - イ. 障害者相談支援従事者養成研修の企画・運営の中核となり、研修企画の検討委員や講師等をつとめる相談支援専門員。
 - ウ. 障害者相談支援従事者養成研修の実施を都道府県から受託している機関・法人の担当職員。
- ※申込みは、都道府県単位で行うものとする(指定都市において参加を希望する場合も、都道府県と協議の上、都道府県単位でまとめて申込みを行うこと)。
 ※聴講生として参加した場合、法定研修としての修了は認定されないのでご留意いただきます。

5. 実施日程および概要(会場や概要は変更される場合がある。)

(1) 初任者研修(7日間)

日	日程	会場	概要
1日	平成30年11月23日(祝)	埼玉会館(浦和駅)	講義
2日	11月24日(土)	7A会議室	
3日	12月15日(土)	埼玉会館(浦和駅)	演習
4日	12月16日(日)	7A会議室	
5日	平成31年1月12日(土)	国立女性教育会館1(武蔵嵐山駅)	実習課題に
6日	1月13日(日)	大会議室	基づく演習
7日	1月14日(祝)		

※特にこの3日間については、会場を変更する可能性が高くなります。

(2) 現任研修(4日間)

日	日程	会場	概要
1日	平成31年1月26日(土)	埼玉会館(浦和駅)	講義
2日	2月22日(金)	埼玉会館(浦和駅)	
3日	2月23日(土)	7A会議室	実習課題に
4日	2月24日(日)		基づく演習

※初任者研修・現任研修とも、インターバル期間に実地で行う実習を実施する。

6. 修了証書の交付

- ア. 受講生として研修を修了した者に対して、埼玉県修了証書を交付する。
 - イ. 受講生として研修を修了した者については、埼玉県が名簿を作成し、埼玉県が名簿を管理する。
- ※本研修は新カリキュラムに基づき実施するものであるが、現行の告示に基づいたカリキュラムを満たすものとして修了を認定する。
- ※本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、相談支援専門員として必要な経歴等を証明するものではない旨ご留意いただきたい。
- ※修了証書は再発行しないので、紛失しないよう保管すること。

7. 実施上の留意点

- (1) 講師
本研修における指導者等は、国が実施する相談支援従事者指導養成研修を修了した者もしくはは大学等高等教育機関において社会福祉の専門教育に従事する者がとめることとする。
- (2) その他
障害のある受講者に対しては、研修会場等における配慮を行うので申し出ること。

8. 参加費用

- 1日あたり2,000円(研修資料代等)に研修の実施日数を乗じた額。
(初任者研修受講: 14,000円、現任研修受講: 8,000円、初任・現任聴講: 22,000円)
- ※受講・聴講費用は、受講・聴講の決定通知に同封する振込引当書にてお支払いいただきます。振込引当書のコピーを「受講・聴講票」に張り付けし、研修初日にご提出ください。詳しい支払い方法については、受講・聴講決定通知に同封します。
- ※研修会場までの旅費、昼食代及び実習課題の作成、提出・配布等にかかる費用(コピー代や郵送代等)は受講者の自己負担となります。

9. 申し込み

- 申込みにあたっては、下記のとおり受講・聴講申込書(Excelファイル)を電子メールにて送信してください。受講を正式に決定するにあたっては、追って、必要書類を郵送で提出していただきます。電子メールによる申し込みを確認し、受講要件を満たす者に対し、必要書類をメールで送付します。

宛先: model2018@ssa-b.com

メール申込が切: 平成30年10月26日(金) 17時 必着
理由の如何を問わず、書類不備や期限を過ぎた応募は受理しませんのでご注意ください。

① 送付時のExcelファイルは、下記のルールでファイル名をつけること。
[初任受講/現任受講/聴講のいずれかひとつ]_(受講者氏名).xls 例) 初任受講_小嶋三太郎.xls

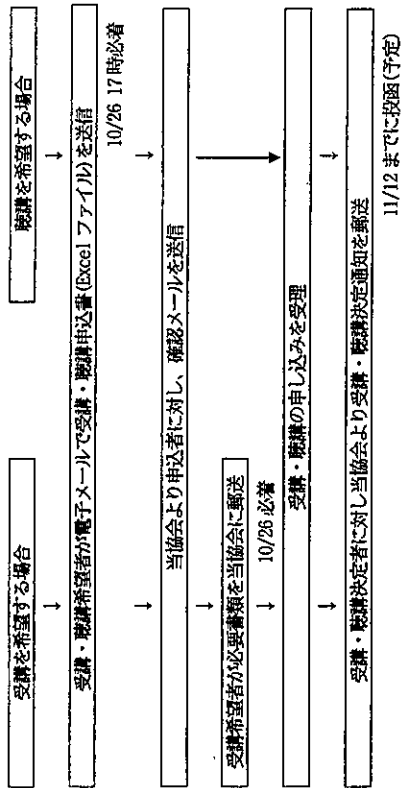
① 受講の場合、郵送による必要書類の提出をもって、正式に受講受付を受理するものとします。
受講受付が切: 平成30年10月26日(金) 必着

10. 受講および聴講の決定

本研修は開発中の研修の検証も行う機会であることから、研修効果の確認に資する受講生・聴講生を事務局が選定し、本事業検討委員会の確認を受けた上で決定する。

受講・聴講を決定した者へは平成30年11月12日(月)まで発送予定にて、郵送で通知する。

(参考: 受講・聴講までの申し込みの流れ)



注) 受講を希望する場合、電子メールが切日の5日以上前に当協会に到達していないと、手続きが間に合わない地域が多いと予想されます。ご注意ください。

事務連絡
平成30年9月11日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

平成30年度主任相談支援専門員養成研修の実施について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
国が実施する標記研修につきましては、平成31年1月28日（月）から2月1日（金）までの日程で実施する予定です。

その内容につきましては現時点において、別添のとおり予定しておりますのでお知らせいたします。

研修内容等の詳細につきましては、後日通知することとしておりますが、受講者の選定等、必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室 相談支援係 江端 TEL：03-5253-1111（3149） FAX：03-3591-8914
--

別添

平成30年度主任相談支援専門員養成研修の実施について

1 方針

今年度創設した主任相談支援専門員について、今年度は、厚生労働省が各都道府県の研修の企画・運営等を担う相談支援専門員等を対象として研修を実施する。

なお、各都道府県における研修は、平成31年度以降準備が整った都道府県から順次実施する。

2 日程

平成31年1月28日(月)から2月1日(金)まで

(1) 初日 9:30頃講義開始予定

(2) 最終日 15:30頃講義終了予定

3 会場

タイム24ビル(東京都江東区青海二丁目4番32号)

4 受講対象者

本研修の受講対象者は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる要件を全て満たす者

① 相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援又は障害児相談支援の業務に3年以上従事したこと。

② 基幹相談支援センターに配置されていること又は地域において障害者相談支援に関する指導的役割を担っていること。

③ 今後、都道府県が実施する主任相談支援専門員養成研修の企画立案に参画し、又は講師となる予定であること。

(2) 都道府県職員であって、今後、都道府県が実施する主任相談支援専門員養成研修を担当する予定の者

5 受講者数

各都道府県等の受講者数は、次のとおりとする。

(1) 4の(1)に該当する者

3名とする。

ただし、政令指定都市を有する都道府県については、政令指定都市1市に

つき1名を追加することができる。

(2) 4の(2)に該当する者

1名とする。

6 留意事項

(1) 本研修の課程を修了した者(4の(1)に該当する者に限る。)には、平成30年厚生労働省告示第115号及び第116号に規定する研修の課程を修了した旨の証明書を交付すること。

(2) 本研修の参加者の旅費及び宿泊費については、地域生活支援事業費補助金の国庫補助対象として差し支えないこと。

主任相談支援専門員養成研修プログラム（予定）

※変更になる場合があります

日	時間	形式	プログラム
1月28日（月）	9:00～		受付 受講費徴収
	9:45 ～17:30		開会挨拶 オリエンテーション
		講義	障害福祉の動向
		講義	主任相談支援専門員の役割と視点
		講義	相談支援事業所における運営管理
1月29日（火）	9:30 ～17:30	講義	人材育成の意義と必要性
		講義 演習	研修・グループワークの運営方法 （コーチング、ファシリテーション）
		講義 演習	人材育成の地域での展開
1月30日（水）	9:30 ～17:30	講義	スーパービジョンの理論と実際
		演習	スーパービジョンによる相談支援専門員支援
1月31日（木）	9:30 ～17:00	講義	地域援助技術の考え方と展開技法
		演習	地域援助の具体的展開Ⅰ
		演習	地域援助の具体的展開Ⅱ
2月1日（金）	9:30 ～15:30	講義 演習	多職種協働（チームアプローチ）の考え方と展開方法
		講義	基幹相談支援センターにおける地域連携
		講義	地域共生社会の実現
			閉会挨拶 修了証の配付

平成30年度 長野県
医療的ケア児等支援者 / 医療的ケア児等コーディネーター 養成研修実施要項

研修の目的

人工呼吸器の使用や痰の吸引、胃ろうからの栄養摂取など、日常的に医療的ケア児等が、地域で安心して生活していけるように、多様な職種 of 支援者を育成し、さらにその多職種による地域生活のチーム支援をコーディネートする者を育成する。

実施主体

長野県 (信州大学医学部新生児学・療育学講座が長野県から委託を受けて実施します。)

1. 医療的ケア児等支援者養成研修

○受講対象者

医療的ケア児等の支援に携わっている者、今後携わる者。相談支援専門員、医師、看護師、保育士等、資格は問わず広く募集します。

○医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講には、この研修の受講を必須条件とします。

○日程・会場 平成30年11月10日(土) 安曇野市三郷公民館

11月24日(土) 千曲市戸倉創造館

(居住地に関わらず都合のいい会場で受講可)

○募集定員 各会場60名(先着順・お申し込みは研修の前日正午までをお願いします) ★受講無料です

○研修内容

時間	科目名	内容
9:15~9:30		受付
9:30~9:40		開講式・ご案内
9:40~10:10	1. 総論	・医療的ケア児等支援の特徴 ・支援に必要な概念
10:15~11:45	2. 医療	・障がいのある子どもの成長と発達の特徴、疾患の特徴、生理 ・日常生活における支援 ・救急時の対応
11:45~12:30	昼食・休憩、	医療デバイスの展示見学
12:30~14:20	3. 福祉	・本人・家族の想いの理解 ・支援の基本的枠組み・福祉の制度 ・遊び・保育・家族支援 ・虐待防止
14:25~16:00	4. 連携	・訪問看護のしくみ ・小児在宅医療における多職種連携 ・連携・協働の必要性
16:00~17:10	5. ライフステージにおける支援	・NICUからの在宅移行支援 ・各ライフステージにおける相談支援に必要な視点 ～幼児期・学齢期・成人移行から成人期における支援 ・医療的ケアの必要性が高い子どもへの支援
17:10~17:30	質疑・アンケート記入	

○この研修を受講したうえで、次の2点（様式は別に示す）の提出をした方には長野県知事名の修了証書を交付します。修了者名簿については長野県障がい者支援課において管理します。

①振り返り報告書 研修の5項目について講義の論旨と自身の考え方を記入。

②レポート「医療的ケア児等の支援に際して自らに必要なこと」（各自の専門性に応じて）。

レポートについては研修の理解度を認定すべきものであるため、講師陣の査読・確認を経て修了を認定するものとします。（基準に満たない場合は再提出していただきます）

○受講申し込み

別紙申込書にて、メール（メールアドレスはこちら info@u-terasu.com ）、もしくはFAX（0263-38-7156）にて、信州大学医学部新生児学・療育学講座 まで申し込んでください。

○テキスト

「医療的ケア児等支援者養成研修テキスト」（右図参照）

中央法規出版 3,000円（税別）

講義はテキストに準じて行います。

各自で購入して研修当日お持ちください。



○個人情報について

研修参加の手続きの際にいただいた個人情報は、研修についてのお知らせや確認等に使用するとともに、修了証作成のために長野県に提供します。

また、提供いただいた個人情報は研修以外の目的では使用せず、個人情報保護法にのっとり、適正に管理します。

○その他

車いすのご利用や座席の配慮等、サポートが必要な場合は申し込み書にその旨ご記入ください。ご希望に添えるようできる限り努めます。

○お問合せ先

信州大学医学部新生児学・療育学講座

担当：亀井智泉

電話/FAX 0263-38-7156 もしくは 090-4462-9313

Eメール info@u-terasu.com

2. 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

○受講対象

医療的ケア児等支援者養成研修を受講し、次の①・②のうちいずれかの要件を満たす方。

①事例の支援計画作成のレポートを提出した方

②医療的ケア児等の支援経験が1年以上あり、圏域の自立支援協議会（こども部会や重心・医ケアワーキンググループ等でも可）の推薦を受けた方。

（②に該当する受講生も、研修当日は演習に用いる支援事例もしくは地域マネジメントの事例をご用意下さい）

○募集定員 60名（先着順・お申し込みは研修の前日正午までにお願いします） ★受講無料です

○日程・会場

①研修会：平成30年12月15日（土）

②ブラッシュアップ研修（平成30年度第3回自立支援協議会療育部会重心・医ケアWG）
：平成31年2月

○上記①、②すべての研修日程を修了された方には長野県知事名の「医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了証書」を交付します。修了者名簿については長野県障がい者支援課において管理します。

○内容

日程・時間	科目名	内 容
12月15日 9:15~9:30		受付
9:30~9:40		開講式・ご案内
9:40~10:10	1. 総論	①医療的ケア児等の地域生活を支えるために ②医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質と役割
10:10~11:40	2. 本人・家族の想いと意思決定支援	①本人・家族の想いと意思決定支援 ②ニーズアセスメント ③ニーズ把握事例
11:40~12:30		昼食・休憩
12:30~14:00	3. 支援体制整備	①支援チーム作りと支援体制整備／支援チームを育てる ②支援体制整備事例 ③医療・福祉・教育の連携 ④地域の資源開拓・創出方法
14:00~15:30	4. 計画作成とそのポイント	演習に向けた計画作成のポイントと計画作成事例（レポート）の発表
15:40~17:30	5. 事例検討	①事例をもとにグループディスカッションによる意見交換 ②スーパーバイザーによる計画作成の指導
17:30~17:45		まとめとアンケート記入
平成31年2月	6. まとめと振り返り	①振り返りレポート作成（各自宿題として。様式は12月15日の研修会にてお示しします） ②ブラッシュアップ研修（平成30年度第3回長野県自立支援協議会療育部会重心・医ケアWGと併催）

○受講申し込み

受講申込書にて、メール（メールアドレス info@u-terasu.com ）、もしくはFAX（0263-38-7156）にて、信州大学医学部新生児学・療育学講座 まで申し込んでください。



平成29年度及び30年度の障害者雇用率の 再点検結果について

厚生労働省からの依頼に基づき実施した、平成29年6月1日及び30年6月1日現在の障害者雇用率の再点検の結果がまとまりましたのでお知らせします。

なお、今回の再点検に当たり、同省から、新たに「対象となる職員の範囲」の考え方(別紙参照)が示されたことに伴い、これまで対象でなかった任期が1年以下の臨時・非常勤職員を追加して算定しました。

しかしながら、対象となる職員の範囲になお不明確な部分があるため、同省に対し引き続き確認を求めています。

1 再点検の結果

別表「障害者任免状況通報書の修正内容」のとおり、算定の基礎となる職員数、障がい者の数を修正した結果、実雇用率が法定雇用率を下回りました。

【知事部局・教育委員会・警察本部】

2 主な修正理由

(1) 対象となる職員数の修正

- 算定の基礎となる職員数(算定に当たり「分母」に当たる数)について、今回の再点検の依頼通知において、同省から、新たにその考え方(別紙参照)が示されたことに伴い、これまで対象でなかった任期が1年以下の臨時・非常勤職員を追加。
【知事部局・教育委員会・警察本部】

- これに加え、平成30年分から、職員数が増加した議会事務局においても新たに障がい者の雇用義務(厚生労働大臣への通報義務)が発生。

* 今般、同省から示された「対象となる職員の範囲」に係る考え方について、臨時・非常勤職員の範囲が不明確なため、同省に確認を求めています。

現在までのところ、明確な回答が得られていないため、今回の発表数値における「算定の基礎となる職員数」は、各年6月1日現在で本県が任用する全ての職員数としました(ただし、対象とならない週20時間未満勤務の職員を除く。)

(2) 対象となる障がい者数の修正

- 8月に公表した障害者手帳等の交付のない職員数(知事部局11名(平成30年分)、警察本部1名(平成29年分))に修正はありません。【知事部局・警察本部】
- 「対象となる職員の範囲」の変更や改めて全職員への呼び掛けによる新たな障がい者の把握、退職者等を含む確認の結果による増減に伴い修正。

【知事部局・教育委員会・警察本部】

3 今後の対応

- 本県における今後の障がい者雇用の在り方等については、現在、庁内検討組織で検討を進めているほか、障がい者団体の皆様からのご意見を伺っているところであり、とりまとめ次第、再発防止策と併せて採用拡大に向けた取組方針として公表する予定です。
- 厚生労働省から示された新たな考え方により、算定の対象となる職員に臨時・非常勤職員が追加されますが、正規職員、臨時・非常勤職員ともに障がい者雇用を推進していくことは重要であることから、本県においては、それぞれの採用形態に応じて雇用の拡大に努めてまいります。
- 教員など障がい者の採用が困難な資格職種の取扱いや明確な算定基準の提示など、障がい者雇用制度の在り方について、厚生労働省に検討を求めています。

確かな暮らしが営まれる美しい信州

～学びと自治の力で拓く新時代～

しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）推進中

総務部人事課人事係
(課長) 玉井 直 (担当) 松本 健
電 話 : 026-232-0111 (内線2034)
026-235-7032 (直通)
F A X : 026-235-7395
E-mail jinji@pref.nagano.lg.jp

議会議務局総務課庶務係
(課長) 小山 聡 (担当) 三井 実
電 話 : 026-232-0111 (内線4024)
026-235-7411 (直通)
F A X : 026-235-7473
E-mail gikai@pref.nagano.lg.jp

教育委員会事務局教育政策課総務係
(課長) 尾島 信久 (担当) 海谷 茂登子
電 話 : 026-232-0111 (内線4314)
026-235-7421 (直通)
F A X : 026-235-7487
E-mail kyoiku@pref.nagano.lg.jp

警務部警務課
(課長) 北原 浩治 (担当) 小林 繁生
電 話 : 026-232-0111 (内線4505)
F A X : 026-233-1367
E-mail police-keimu
@pref.nagano.lg.jp

(別表) 障害者任免状況通報書の修正内容

() は厚生労働省へ当初報告した数値を、【 】は8月のプレスリリース時の算定数値を表す。

■ 平成29年6月1日時点

	① 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職 員数 (人)	② 障がい者の数 (人)	②' 障がい者の数 (実人数) (人)	③ 実雇用率 (②/①) (%)	④ 不足数 (人)	(参考) 法 定 雇 用 率 (%)
知事部局	5,859.5 (5,056.5)	128.5 (133.0)	96 (102)	2.19 (2.63)	5.5 (0.0)	2.3
教育委員会	13,517.0 (11,821.5)	250.0 (243.5)	199 (198)	1.85 (2.06)	47.0 (16.5)	2.2
警察本部	642.0 【429.0】 (429.0)	13.5 【11.0】 (12.0)	12 【9】 (10)	2.10 【2.56】 (2.80)	0.5 【0.0】 (0.0)	2.3

■ 平成30年6月1日時点

	① 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職 員数 (人)	② 障がい者の数 (人)	②' 障がい者の数 (実人数) (人)	③ 実雇用率 (②/①) (%)	④ 不足数 (人)	(参考) 法 定 雇 用 率 (%)
知事部局	5,824.0 【5,033.0】 (5,033.0)	129.5 【118.0】 (129.0)	98 【88】 (99)	2.22 【2.34】 (2.56)	15.5 【7.0】 (0.0)	2.5
議会事務局	41.5	0.0	0	0.00	1.0	2.5
教育委員会	13,458.0 (11,719.5)	237.0 (237.0)	189 (195)	1.76 (2.02)	85.0 (44.0)	2.4
警察本部	642.0 (431.0)	14.5 (12.0)	12 (10)	2.26 (2.78)	1.5 (0.0)	2.5

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障がい者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、法律上、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人をもって2人に相当するものとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、1人をもって0.5人に相当するものとしてそれぞれカウントしている。

ただし、平成30年の算定から、一定の要件を満たす精神障害者である短時間勤務職員については、1人としてカウントしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障がい者の数を減じて得た数である。

注4 企業局は、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条第1項の規定に基づく認定を受けており、その職員は知事部局に含まれている。

注5 記載の無い任命権者においては、職員数が一定数未満であり、法に基づく障がい者の雇用義務が発生していない。

(別紙)

厚生労働省障害者雇用対策課長通知における 「対象となる職員の範囲」について

■ H29.5.25 依頼文

任免状況通報に係る事務処理に当たっては、障害の種別に関わらず、短時間勤務職員（※）も通報の対象であることに留意すること。

※ 短時間勤務職員の要件（以下の①及び②のいずれにも該当する者）

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること
- ② **1年を超えて引き続き雇用されることが見込まれること**



■ H30.5.31 依頼文

任免状況の通報の対象となる職員とは、常時勤務する職員（※1）である。短時間勤務職員（※2）も通報の対象であることに留意すること。

※1 常時勤務する職員とは、**法律上の任用形式のいかんを問わず、期間の定めなく勤務している者（雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者）**

※2 短時間勤務職員とは、一週間の勤務時間が当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、20時間以上30時間未満である者



■ H30.8.31 依頼文（再点検）

通報の対象となる職員は、「常時勤務する職員」（法第38第1項）です。ここでいう「常時勤務する職員」とは、**法令上の任用形式（常勤、非常勤等）を問わず、採用から1年を超えて勤務する者（見込みを含む。）の全て**をいいます。

また、1週間の所定勤務時間が20時間以上30時間未満である短時間勤務職員については、1人をもって0.5人の職員とみなします。1週間の所定労働時間が20時間未満の方については、障害者雇用義務制度上の常時勤務する職員には含まれません。

【考え方】

「常時勤務する職員」のうち臨時・非常勤職員について、今回の再点検通知により、次の者も算入するよう、新たに考え方が示されました。

(1) 採用から1年を超えて勤務することが見込まれる者とは、任期の終了後、再度の任用の可能性に関して、「事実上雇用関係がまったく消滅することが明白であると認められる者」以外は全て見込まれる者とする。

➡ 本県では、地方公務員法の考え方から、1年を超えての任用は行っていない（できない）ため、これまで算入しませんでした。再度の任用の可能性は全ての者にありうるため、全て算入しました。

(2) 当初の任用後、再度任用した場合において、結果的に通算した任期が1年を超えた者も対象とする。

また、任用のない期間（「空白期間」）を経て再度任用した場合も、「雇用関係がまったく消滅することが明白であると認められる」場合以外は、任期を通算する。

➡ 空白期間を経て再度任用した場合であっても、その長短を問わず、結果的に任期が1年を超えた者は全て算入しました。

※ 厚生労働省に対して、「見込まれる」や「空白期間の長短」等の考え方について、確認していますが、現在までのところ明確な回答が得られていないため、各年6月1日現在で本県が任用する全ての職員（対象外の短時間勤務職員を除く。）を算入しました。

旧優生保護法に関する対応について

平成 30 年 11 月 20 日

保健・疾病対策課

1 概要

旧優生保護法(1948～1996年)に基づく優生手術については、今年1月に当事者の方が国に損害賠償を求めて提訴したことなどを契機に問題が顕在化。現在国では、超党派の議員連盟等が救済に関する仕組みを検討しているところ。

県では、これまで下記のとおり取り組んできた。

2 本県の取組

(1) 資料の保全

優生手術に関する資料の保全について、医療機関・福祉施設・市町村等に要請

(2) 関係資料の調査

項目	調査対象	調査結果
・県独自調査(3/9公表) ・国からの要請に基づく 県機関の調査(7/3公表)	本庁 現地機関(20) 保健福祉事務所、児童相談所 女性相談センター等 (医療機関、障がい者施設は除く)	関連資料に個人名の記載がある事案：9件 (うち、優生手術の実施に関して個人名の 記載事案：2件)
・市町村、医療機関、 障がい者施設等における 個人記録保有状況調査 (9/21公表)	市町村(77) 医療機関(1,746) 障がい者支援施設(58) 児童養護施設(14)等1,915施設	回答1,693施設(回答率88.4%) ①「ある」と回答 9施設(13人) ②「ある可能性がある」と回答 9施設

(3) 障がい関係団体からの聞き取り

障がい関係団体に、実態把握の実施に関する相談を行うとともに、国・県への要望等を聞き取り
⇒ 国に対して謝罪や補償を求める声、プライバシーに配慮が必要であるとの指摘等

(4) 相談窓口の設置と生活上の支援

- ・2月から、県庁保健・疾病対策課で優生手術に関する電話相談を実施
- ・9月21日、県庁保健・疾病対策課に専用相談電話を設置。プライバシーに配慮し、当事者の方等から思いや悩みをお聴きすると共に、生活上の支援を行う体制を整備

(5) 国への要望

当事者の方の思いや実態を踏まえた幅広い救済を早期に実現するよう要望活動を実施(計3回)

<参考>長野県における旧優生保護法に基づく不妊手術の実施状況

旧優生保護法条項	男性	女性	合計
第4条・第12条(本人同意なし)	151人	328人	474人
第4条(医師申請：遺伝性疾患)	142人	307人	449人
第12条(医師申請：非遺伝性疾患)	9人	16人	25人
第3条(本人同意)1号～3号 (当事者遺伝・近親遺伝・らい)	28人	109人	137人

出典：県衛生年報(1959年～1979年)

長野県難病対策連絡会議の概要

H30.11.20

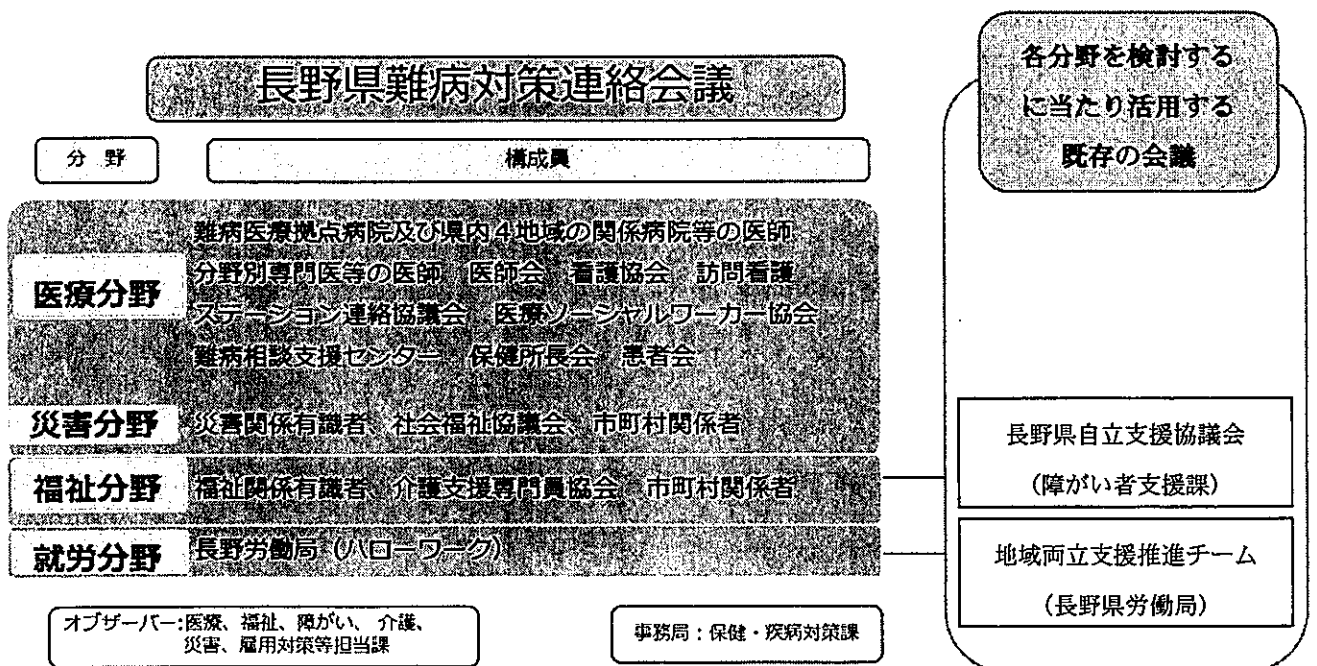
1 長野県の難病対策の課題

- (1) 早期に適切な医療機関に繋がる診療体制の整備
- (2) 災害支援体制の確立
- (3) 適時・適切な地域福祉サービスの利用
- (4) 治療と就労の両立

2 当県として当面对応すべき事項

- (1) 難病対策地域協議会の設置（難病法の努力義務）⇒「難病対策連絡会議」を設置予定
- (2) 難病医療ネットワークを活用し、難病医療提供体制の再検討
- (3) 専門的診断と治療の提供⇒「難病診療分野拠点病院」の設置の可否
- (4) 移行期医療支援体制の整備⇒「移行期医療支援コーディネーター」の配置の可否
- (5) 災害時の支援体制の整備
- (6) 福祉と医療の連携
- (7) 就労サービスの充実

3 長野県難病対策連絡会議の構成員（案）



- ◆積極的に議論または意見交換するのは医療分野（災害分野を含む）。
- ◆全体会では、必要に応じ各分野から活動状況、課題等を情報提供していただく。

平成30年度 第1回発達障がい者支援対策協議会 概要

日時：平成30年10月16日（火） 18：00～20：00

会場：県庁西庁舎111号、112号会議室

1 連携・支援部会について

【学校の支援体制について】

- 「地域の中核となるコーディネーター養成研修」などで力を付けている教員が増えてきている。それらの教員が現場で適材に配置されていることはもちろん、コーディネーターが身に付けた力を学校の力として蓄積されていく体制が必要。
- 学校の中で中核になる教員を育てることが重要。そのためには管理職の理解が必要。

【LD児への支援について】

- 長野県ではLDがあっても見落とされている子どもたちがかなりいて、その子どもたちが中学校段階で不登校になっているというデータもある。LDについての理解力が高まれば、かなりの数の不登校を減らせるのではないか。
- LDは学習場面で状態像が見えるので、医療だけで診断を出すのは難しい。医療と学校との連携が、今後ますます重要になる。
- LDについての理解を深めることよりも、子ども理解というもう少し広い視点で子どもを捉えることが必要ではないか。実際には読み書きの問題以前（例えば虐待とか）で躓いている子どもたちがたくさんいる。学校に来るだけでやっとの子どもたちに読み書きの支援をすることは教員にとっても苦しいのではないか。

【発達障がいサポート・マネージャーについて】

- 発達障がいサポート・マネージャーの任期は長い人では6年以上にもなる。今後、地域での体制づくりや交代する時のことも視野に入れてバランスよく配置していくことが重要。

【保育士の発達障がい児への対応力向上研修について】

- この研修を始めて5年目になる。今までの9市5町2村で研修を行ってきた。数としてはまだまだ少ないが、市単独で同じような事業を行うところも出てきている。
- 保育所だけでなく幼稚園でも発達障がい児への対応力の向上が求められている。今後、幼稚園の支援についても検討していくべきではないか。

2 自立・就業部会について

【社会自立に向けた居場所について】

- 大人の発達障がいについてどうやってアプローチしていけばいいかという問題はずっとあった。「触法」や「ひきこもり」など、本人の意図に反してそのような状態になっている人たちに対してどのように支援していけばいいかを考えることが必要。
- 社会に出て会社やサークルで人との関わりが築けなかったり、関わり方が分からなかったりして辞めてしまうケースが多い。そうした人たちに対してまず居場所を用意し、そこで過ごす中で緩やかに人との関わりを学んでいけることが大切。
- 利用者にとって「福祉」や「障がい」という言葉はハードルが高い。そうした看板は掲げないが、関係者とつながることはできるハブ機能を持った場所が必要。
- 発達障がいがある人の中には現行の福祉制度にはまらない人たちがたくさんいる。このような人たちをサポートする体制が必要。サポートがなければ、犯罪に手を付けてしまうか、

家に引きこもってしまう可能性がある。

- 居場所というハード面よりもむしろそこで対応できる人というソフト面の充実が重要。対応できる人の確保、育成が課題。
- そのような居場所があれば7割の人は救えると思う。残りの3割の人については、福祉サービスに幅を持たせて対応し、両方から攻めていけるような体制になればよい。

3 普及啓発部会について

【普及啓発の進め方について】

- 今後の方向としては災害対応に絞って考えている。今年度は特に災害の多い年だったので、ニーズとしても合致する。サポーター養成講座にもその内容をつけ加える方向で考えている。
- 「わたしの成長・発達手帳」に付け加えられるような災害対応のページを作成し、手帳の普及も図るということも考えられる。
- さらに普及していくためには講師ができる人を増やしていくシステムを構築することが必要。
- 子どもが小さい時にどれだけ支援ができるかが重要。母親としての対応を学び、同じ立場の友だちを作ることができる場が必要。育児世代にターゲットを絞って啓発するのが効果ではないか。その際、「障がい」ではなく「子育て支援」という感じで示すことが重要。
- 一般の地域住民の中で発達障がいの理解者を増やしていくことを狙うのであれば、自治体主導で進めていくことが効果的。ある市町村では教育長が職員向けの研修としてサポーター養成講座を企画し、そこに一般の住民も参加している。そのような各自治体での取組が重要。

4 診療体制部会について

【発達障がい診療地域連携病院連絡会について】

- 発達障がい診療地域連携病院連絡会が10圏域で立ち上がっている。それぞれの連絡会の中で地域での問題点ややるべきことを洗い出しながら進めていて、地域内での福祉、教育との結びつきもかなり強くなってきている。

【発達障がいかかりつけ医研修について】

- かかりつけ医研修はあくまで、専門家を育てる事業ではなく、対応ができる医師を増やす事業。参加者も100名程度まで増えてきた。受講者は小児科医が圧倒的に多いが、精神科医、内科医、産婦人科医、眼科医、歯科医なども参加するようになってきた。

【子どものこころの発達医学教室について】

- 今年度、受講している医師は70名。その内60名強は小児科医で残りが精神科医。
- 専門医と診療医の数が増えていくことによって、県内全域に発達障がいを診療できる医師が配置され、スムーズに診療が受けられる体制を整えることができると考えている。
- トランジションのことが話題に挙がるが、小児科から精神科への移行は非常にハードルが高いように感じる。移行がうまくいかなかったために医療と切れてしまう子もいる。
- 地域社会の中では、いつも医師が上にある位置で他の関係機関との連携体制ができているが、自分たちが経験している以上に様々なタイプの発達障がいのあるということを医師が自覚し、自分の経験だけで判断をしないようにすることが重要。

【今後の課題について】

- 今後の課題として、思春期以降の診療体制をどうしていくかということがある。
- 障害福祉に関する給付費が、毎年、国と地方自治体を合わせて2000億円ずつ増えている中で、発達障がい者を「障がい者」ではなく「市民」に戻す施策が必要。

第4期障害福祉計画における数値目標及び実績

(注) 中間年度における目標値は、最終目標までの目安として記載

施策項目 I 地域生活の支援

項目 No.	数値目標	数値目標の内容	単位	基準値 (平成25年度等)	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		H29実績値 /最終目標値	担当課
					実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値		
地域生活移行の支援	1	1 入所施設から地域生活への移行	人	/	37	132	214	91	170	312	217	69.6%	障がい者 支援課	
						実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値			
	2	2 施設入所者の減少	人	2,479	42	105	69	92	155	118	76.1%	障がい者 支援課		
					実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値				
	3	3 短期入所事業所（福祉型）	事業所数	箇所	106	120	124	115	122	132	124	93.9%	障がい者 支援課	
						実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値			
	4	4 短期入所事業所（医療型）	事業所数	箇所	12	14	15	11	12	15	14	93.3%	障がい者 支援課	
						実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値			
5	5 共同生活援助定員数	定員数 (累計)	人	2,529	2,654	2,856	2,732	2,841	2,975	2,965	99.7%	障がい者 支援課		
					実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値				
6	6 精神障がい者の入院後3か月時点 の退院率	—	%	62.6% (H19~H25平均)	60.0	64.0%	65.6%	0.0%	64.0%	H31.3 公表予定	—	保健・疾 病対策課		
					実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値				
7	7 精神障がい者の入院後1年時点の 退院率	—	%	90.4% (H19~H25平均)	89.8	91.0%	91.0%	0.0%	91.0%	H31.3 公表予定	—	保健・疾 病対策課		
					実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値				
8	8 入院期間が1年以上である長期在 院患者数	—	人	2,683	2,564	2,450	2,429	2,355	2,370	2,311	97.5%	保健・疾 病対策課		
					実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値				

項目 No.	数値目標	数値目標の内容	単位	基準値 (平成25年度等)	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		H29実績値 /最終目標値	担当課
					実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値		
の相談支援体制 充実	9 相談支援事業における計画相談支援	利用者数	人	1,594	1,994	3,059	2,722	3,264	3,101	3,421	3,263	95.4%	障がい者 支援課	
		10 相談支援事業における地域移行支援	利用者数	人	29	22	62	26	67	26	79	19	24.1%	障がい者 支援課
		11 相談支援事業における地域定着支援	利用者数	人	22	16	60	27	70	64	87	137	157.5%	障がい者 支援課
就労支援の推進	12 福祉施設から一般就労への移行	移行者数 (単年度)	人	144 (H24年度実績)	277	219	301	256	302	306	305	99.7%	障がい者 支援課	
		13 就労移行支援事業の利用者数	移行者数 (単年度)	人	540	414	629	550	700	565	783	524	66.9%	障がい者 支援課
		14 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合	事業所割合 (単年度)	人	28.1%		34.0%	43.8%	40.0%	38.1%	52.0%	35.8%	68.8%	障がい者 支援課

地域相談支援の利用状況

H27年度 地域相談支援支給決定数

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計(暫定)		
	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数
地域移行	12	7	14	7	16	7	20	7	20	9	17	8	17	7	20	8	8	26	9	25	7	30	10	41	12	258	
体制確保	17	7	21	8	22	8	23	10	24	10	26	9	26	9	29	9	33	10	37	12	38	14	40	14	336		
緊急時支援	11	2	14	2	14	3	10	5	8	3	11	3	18	4	6	3	24	9	23	6	37	7	25	6	201		
実人数	3		3		5		5		4		5		5		4		14		8		11		9		76		

H28年度 地域相談支援支給決定数

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計(暫定)		
	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数
地域移行	39	10	35	10	29	10	23	10	21	9	20	11	17	9	19	10	15	9	17		21	14	19	11	275		
体制確保	40	14	48	15	51	14	64	17	65	16	66	14	69	15	75	15	82	17	88	19	92	20	95	19	835		
緊急時支援	26	6	30	5	31	5	41	6	24	7	16	5	21	7	22	6	32	7	34	10	33	9	40	10	350		
実人数	9		30		11		13		11		9		13		10		15		18		19		20		178		

H29年度 地域相談支援支給決定数

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計(暫定)		
	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数
地域移行	14	10	13	8	15	8	11	8	14	8	18	9	19	10	17	10	18	8	17	11	15	12	18	9	189		
体制確保	108	22	120	22	129	22	130	24	127	21	140	22	143	23	142	24	150	25	156	25	150	24	152	22	1,647		
緊急時支援	50	10	46	12	42	13	34	12	21	9	36	7	37	10	30	12	38	12	47	14	47	7	58	9	486		
実人数	27		24		29		26		16		20		22		15		21		31		24		26		281		

平成30年度 地域相談支援、自立生活援助支給決定数

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計(暫定)		
	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	請求数	事業所	
地域移行(Ⅰ)	13	4	10	4	6	6	8	5	6	5																	
	8	5	6	4	8	8	8	5	7	5																	43
地域移行(Ⅱ)																											37
総計	21	9	16	8	14	14	16	10	13	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	
体制確保	151	23	165	27	157	26	169	26	171	28																	813
緊急時支援(Ⅰ)	84	14	70	11	69	11	63	11	74	14																	360
	34		34		31		36		42																		177
緊急時支援(Ⅱ)	24	4	33	3	30	5	24	4	27	4																	138
実人数	9		11		14		10		12																		56
自立生活援助	0	0	0	0	0	0	2	1	3	2																	5

参考: 国保連実績了一タ

平成30年度 地域移行支援支給者数(圏域別)

圏域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	
佐久	2	1	3	3	3								11
上小	2	2	1	2	2								9
諏訪	1	1	2	3	1								8
上伊那	0	0	0	1	1								2
飯伊	0	0	0	0	0								0
木曾	0	0	0	0	0								0
松本	5	4	3	3	1								16
大北	0	0	0	0	0								0
長野	10	8	5	3	4								30
北信	1	1	0	1	1								4
合計	21	16	14	16	13	0	0	0	0	0	0	0	80

平成30年度 地域定着支援支給者数(圏域別)

圏域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)	
佐久	3	4	4	4	4								19
上小	78	80	75	84	85								402
諏訪	5	6	6	4	5								26
上伊那	2	3	3	4	4								16
飯伊	2	1	1	1	1								6
木曾	0	0	0	0	0								0
松本	9	10	9	11	12								51
大北	0	5	4	4	4								17
長野	24	25	24	23	24								120
北信	28	31	31	34	32								156
合計	151	165	157	169	171	0	0	0	0	0	0	0	813

参考: 国保連実績于一夕

平成30年度 自立生活援助利用者数(圏域別)

月 圏域	4月 利用者(人)	5月 利用者(人)	6月 利用者(人)	7月 利用者(人)	8月 利用者(人)	9月 利用者(人)	10月 利用者(人)	11月 利用者(人)	12月 利用者(人)	1月 利用者(人)	2月 利用者(人)	3月 利用者(人)	合計
佐久	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上小	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諏訪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上伊那	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飯伊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木曾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松本	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
大北	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	4
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	5

参考: 国保連実績丁一タ

平成30年度 地域自立支援協議会の状況(10月1日現在)

圏域	自立支援協議会名称	部会・連絡会・委員会等	主な構成員等
佐久	佐久圏域障害者自立支援協議会	会長	佐久市福祉部長
		全体会	身障協会代表、手をつなぐ育成会代表、精神障害者家族会代表、入所施設、通所施設、居宅介護支援事業者、グループホーム、養護学校、公共職業安定所、医師会、相談支援受託事業者代表、社会福祉協議会代表、市町村関係者、保健福祉事務所、弁護士、佐久大学教授
		幹事会	市町村障害福祉担当課長
		市町村	部会 市町村障害福祉担当係長等、保健福祉事務所
		相談支援	部会 市町村障害福祉担当課、指定相談支援事業所、障がい者就業・生活支援センター、保健福祉事務所
		権利擁護	部会 司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、サービス事業所、市町村障害福祉担当、病院職員、精神障害者家族会、成年後見支援センター、保健福祉事務所
		就労支援	部会 市町村障害福祉担当課、就労支援事業所、公共職業安定所、養護学校、障がい者就業・生活支援センター、技術専門学校、相談支援事業所、東信教育事務所、発達障がいサポート・マネージャー、保健福祉事務所
		療育	部会 学校関係者、養護学校、市町村障害福祉担当、児童担当、保健師、病院職員、東信教育事務所、保健福祉事務所 発達障がいサポート・マネージャー、療育コーディネーター
		くらし	部会 サービス事業所、市町村障害福祉担当、市町村保健師、養護学校PTA、社会福祉協議会、手をつなぐ育成会、障がい者就業・生活支援センター、精神障害者家族会、保健福祉事務所
		地域移行 地域定着	部会 市町村障害福祉担当、市町村保健師、サービス事業所、病院職員、相談支援事業所、訪問看護ステーション、保健福祉事務所
		事務局	佐久広域連合障害者相談支援センター (住所) 佐久市取出町183 野沢会館内
ホームページ アドレス	http://www.areasaku.or.jp		
上小	上小圏域障がい者自立支援協議会	会長	市町村福祉課 課長
		全体会	関係団体代表者(医療法人代表)、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会、視覚障害者福祉法人、視覚障害者団体、身体障害者福祉協会、福祉サービス事業者(児童施設長、施設連絡協議会会長、在宅福祉サービス連絡会長)、圏域教育委員会代表、圏域校長会代表、特別支援学校長、ハローワーク、保健福祉事務所(福祉課長、健康づくり課長)、市町村福祉課(課長、係長)、長野大学教授、総合支援センター
		運営委員会	保健福祉事務所福祉係長、市町村係長(各専門部会長)、総合支援センター、所長・就業・生活支援センター長、発達障害サポート・マネージャー
		権利擁護委員会	市町村障がい者虐待防止センター、上小圏域成年後見支援センター、総合支援センター、
		療育・発達	部会 健康推進課、障がい者支援課、圏域教育委員会、福祉サービス事業所、放課後児童クラブ、社会福祉協議会、総合支援センター
		地域生活移行	部会 市町村障害福祉担当課、精神科を標榜する医療機関、指定一般・特定相談支援事業所、精神障がい者家族会 保健福祉事務所(健康づくり支援課・福祉課)、総合支援センター

圏域	自立支援協議会名称	部会・連絡会・委員会等	主な構成員等
上小	上小圏域障がい者自立支援協議会	就労支援専門 部会	ハローワーク、特別支援学校、保健福祉事務所、佐久技術専門学校、市町村障害保健福祉担当課、就労移行支援・就労継続事業所、長野大学、医療機関、地方事務所商工観光課、就労移行事業所、総合支援センター
		人材育成 部会	市町村障害福祉担当者、障害福祉サービス事業所、総合支援センター
		生活支援 部会	市町村福祉担当者、上小地区障がい児者施設連絡協議会、在宅福祉サービス連絡会、教育担当者、行動援護、生活介護、重度包括支援事業所の担当者、スクールソーシャルワーカー、総合支援センター
		事務局	上小圏域障害者総合支援センター、市町村福祉係長等 (住所) 上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター2階
		ホームページアドレス	http://www7.ueda.ne.jp/~siensent/
諏訪	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会	会長	(社) この街福祉会常務理事
		全体会	身障協、知的育成会、精神保護者会、当事者・家族団体、成年後見センター 障害者支援施設、児童発達支援センター、サービス提供事業所、養護学校、公共職業安定所、就業・生活支援センター、6市町村福祉課、広域連合、児童相談所、保健福祉事務所、専門部会長、相談支援事業所、医療機関、訪問看護ステーション、6市町村代表教育長、圏域アドバイザー
		運営委員会	保健福祉事務所係長、市町村係長、専門部会長、総合支援センター、各機関の代表として選出された事業所・病院・養護学校等、障害者就業・生活支援センター、発達障がいサポートマネージャー
		行政連絡会	保健福祉事務所係長、市町村係長、総合支援センター
		地域生活支援拠点事業検討会	保健福祉事務所係長、市町村係長、総合支援センター 協力施設、相談支援事業所(代表)
		療育支援 部会	信濃医療福祉センター、児童発達支援センター・放課後等デイサービス提供事業所、特別支援教育コーディネーター等連絡会幹事長、養護学校教育相談担当(花田、諏訪)、市町村担当者、児童相談所、保健福祉事務所、医療機関、親の会
		医療的ケア 部会	信濃医療福祉センター、児童発達支援センター、サービス提供事業所、養護学校教育相談担当(花田、諏訪)、市町村担当者、介護センター、保健福祉事務所、医療機関(子ども病院、信大病院含む)、薬局
		地域生活支援 部会	障害者支援施設、当事者団体、市町村、保健所、保健福祉事務所、サービス提供事業所、救護施設、保護者会、グループホーム、養護学校、訪問看護ステーション、トラベルヘルパー
		就労支援 部会	当事者団体、養護学校・普通高校進路指導主事(花田、諏訪)、職業安定所、保健所、地方事務所商工観光課(求人开拓員)、市町村、伊那技術専門学校、当事者団体、就業・生活支援センター、就労継続支援事業所、親の会、長野県セルフセンター、身障協、地域活動支援センター
		相談支援 部会	相談支援事業所、市町村、保健福祉事務所 就業・生活支援センター、精神科医療機関、総合支援センター
		権利擁護 部会	当事者・家族団体、市町村、成年後見センター、サービス事業所、相談支援事業所、就業・生活支援センター、職業安定所、保健福祉事務所

圏域	自立支援協議会名称	部会・連絡会・委員会等	主な構成員等	
		事務局	諏訪圏域障がい者総合支援センター (住所) 諏訪市小和田19-3 諏訪市総合福祉センター内	
		ホームページアドレス	http://www.suwa-oasis.jp/	
上伊那	上伊那圏域地域自立支援協議会	会長	駒ヶ根市福祉課長	
		全体会	市町村、精神障害者家族会、身障協、肢体不自由児者親の会、知的障害者育成会、養護学校、社協、聴障協、社会福祉事業団、療護施設、知的入所更生施設、通所授産施設、サービス事業者、西駒郷、上伊那福祉協会、専門部会部会長	
		精神障がい者地域生活推進	部会	保健福祉事務所保健所、市福祉事務所、事業所、病院
		グループホーム	部会	精神障害者家族会、身障協、肢体不自由児者親の会、知的障害者育成会、養護学校、社協、聴障協、社会福祉事業団、療護施設、知的入所更生施設、通所授産施設、サービス事業者、救護施設、上伊那福祉協会
		重心・要医療的ケア	部会	福祉事務所、市町村福祉課、肢体不自由児者父母の会、病院、養護学校、社会福祉協議会、社会福祉事業団、療護施設、知的入所更生施設、サービス事業者
		療育	部会	児童相談所、特別支援学校、病院、保健福祉事務所（福祉課、保健所）、市町村教育委員会、市福祉事務所福祉課、市保健課、町村（福祉、子育て支援担当）、事業所
		就業支援	部会	ハローワーク、特別支援学校、技術専門学校、地方事務所商工観光課、保健福祉事務所（福祉課、保健所）、市福祉事務所、事業所、企業
		権利擁護	部会	社会福祉協議会、保健福祉事務所福祉課、市町村、県権利擁護部会部会員、事業所
		市町村	連絡会	市町村
		相談支援専門員	連絡会	各事業所の相談支援専門員
		人材育成検討委員会		市町村福祉課、社会福祉協議会、事業所
		運営委員会		市町村、部会長、きらりあ事務局
		事務局		上伊那圏域障がい者総合支援センター (住所) 上伊那郡南箕輪村6451-1
		ホームページアドレス		http://park20.wakwak.com/~kiraria/ きらりあホームページに掲載
飯伊	南信州広域連合地域自立支援協議会	会長	飯田市福祉課長	
		全体会	障害福祉サービス事業者、保健医療関係者、教育関係者、雇用関係者、障害福祉団体、相談支援事業者、学識経験者、行政関係者	
		くらし（身体・重心障がいチーム）	部会	保健福祉事務所福祉課、市福祉事務所、当事者団体、事業所（施設長、支援員）、病院（MSW）、相談支援専門員
		くらし（知的障がいチーム）	部会	保健福祉事務所福祉課、市福祉事務所、当事者団体、特別支援学校、事業所（施設長、支援員）、相談支援専門員
		くらし（精神障がいチーム）	部会	保健福祉事務所保健所、市福祉事務所、事業所（施設長、就労支援員、職業指導員）、病院（PSW、ケースワーカー）、相談支援専門員

圏域	自立支援協議会名称	部会・連絡会・委員会等	主な構成員等
木曾	木曾圏域自立支援協議会	こども	部会 南信教育事務所、児童相談所、特別支援学校、病院、保健福祉事務所（福祉課、保健所）、市教育委員会、市福祉事務所（福祉課、子育て支援課）、市保健課、療育コーディネーター等
		仕事	部会 ハローワーク、特別支援学校、地方事務所商工観光課、保健福祉事務所（福祉課、保健所）、市福祉事務所、就労支援事業所（支援担当者）、病院、就業支援ワーカー、生活支援ワーカー、相談支援専門員
		権利擁護	部会 後見支援センター、保健福祉事務所福祉課、市町村、事業所（施設長、支援員）、相談支援専門員、生活支援ワーカー
		人材育成	部会 相談支援専門員、サービス管理責任者、事業所、市町村
		事務局	飯伊圏域障がい者総合支援センター （住所）飯田市東栄町3108番地1 さんとびあ飯田1階
		ホームページアドレス	http://kaigo.minami.nagano.jp/
		会長	王滝村福祉健康課長
		全体会	保健福祉事務所福祉課長・健康づくり支援課長、木曾病院代表、広域連合健康福祉課長、養護学校長、公共職業安定所長、町村社会福祉協議会事務局長（6）、障害福祉事業団体の長（2）、当事者団体の代表（3）、町村担当係長（2）、各専門部会長（6）、事務局（障がい者総合支援センター）
		就労支援	部会 職業安定所障害者担当、保健福祉事務所福祉課、地域振興局商工観光課、養護学校 進路指導主事、県セルフセンター協議会 地域連携促進Co、養護学校 就労Co、地域振興局商工観光課 求人開拓員、社協就労支援担当者、就労継続B型事業所（2）、就労継続A型事業所、就労移行支援事業所、町村福祉担当者の代表（2）、就業・生活支援センター（2）（事務局）
		療育支援	部会 郡校長会 特別支援担当、保健福祉事務所保健師、子育て世代包括支援センター、養護学校 特別支援教育コーディネーター、町村保健師代表、児童デイサービス事業所、幼・保育園代表、木曾病院医療Sw、町村福祉担当者の代表（2）、総合支援センター（3）（事務局）
		生活支援	部会 保健福祉事務所福祉課、養護学校同窓会事務局、グループホーム、相談支援事業所、養護学校 進路指導主事、入所支援施設、町村福祉担当者の代表（2）、総合支援センター（2）（事務局）
		精神保健福祉	部会 保健福祉事務所保健師、木曾病院医療福祉相談室、町村保健師代表（4）、自立訓練事業所、町村福祉担当者の代表（2）、総合支援センター（3）（事務局）
当事者	部会 親の会代表、養護学校代表、当事者（町村推薦6）、総合支援センター（2）（事務局）		
権利擁護	部会 保健福祉事務所福祉課、地域振興局 企画振興課、養護学校長、社会福祉協議会（5）、児童養護施設、相談支援事業所、町村福祉担当者代表（2）、総合支援センター（2）（事務局）		
重心・医ケアCT	WG 保健福祉事務所福祉課、保健福祉事務所母子担当、木曾病院医療Sw、養護学校自立支援担当、訪問看護ステーション看護師、小規模多機能型居宅介護事業所、福祉サービス事業所、児童デイサービス事業所、日中一時支援事業所、町村保健師代表、総合支援センター（2）（事務局）		
事務局	木曾障がい者総合支援センター とともに （住所）木曾郡上松町小川1702 ひのきの里総合福祉センター内		
ホームページアドレス	http://www.kiso.ne.jp/~tomoni.iu/index.html		

圏域	自立支援協議会名称	部会・連絡会・委員会等	主な構成員等
松本	松本障害保健福祉圏域自立支援協議会	会長	(福) 中信社会福祉協会理事長
		協議会(全体会)	市町村福祉課長(8)、保健福祉事務所福祉課長、広域連合地域福祉課長、公共職業安定所課長、当事者会代表(3) 社協常務理事(3)、養護学校長(2)、事業所代表(8)、指定相談支援事業所代表(2)、相談支援センター(3)
		幹事会	市町村福祉係長(8)、保健福祉事務所福祉係長、広域連合地域福祉係長、公共職業安定所、社協(3)、養護学校(2)、事業所(8) 指定相談支援事業所(2)、相談支援センター(3)
		市町村	部会 市町村福祉課(8)、保健福祉事務所
		子ども	部会 市町村(4)、養護学校(特別支援教育コーディネーター等)(2)、児童相談所、事業所(5)、こども病院、相談支援センター(wish、あるぷ) 松本保健福祉事務所 健康作り支援課
		しごと	部会 職業安定所、保健福祉事務所福祉課、市町村福祉課(4) 養護学校(2)(進路指導主事)、就労移行(継続)支援事業所(3) 就業・生活支援センター、相談支援センター、長野県セルフセンター協議会
		地域移行	部会 保健福祉事務所福祉課・健康づくり支援課、市町村福祉課(5) 事業所(3)、精神科病院、障害者総合相談支援センター
		くらし	部会 市村(5)、相談支援センター(wish、あるぷ、ボイス)、指定特定相談支援事業所(2)、事業所
		権利擁護	部会 市村(4)、社協(3)、法律機関(2)、職能団体(2)、総合相談支援センター(1)、福祉サービス事業所(2)
		事務局	(福) 中信社会福祉協会 (住所) 松本市梓川梓2288-3
		ホームページアドレス	http://www.iiritsusienkyougikai.or.jp/
大北	大北障害保健福祉圏域自立支援協議会	会長	大町市福祉課長
		全体会	市町村福祉課長(5)、保健福祉事務所(福祉課長、健康づくり支援課長)、広域連合介護福祉課長、北アルプス医療センターあづみ病院 地域福祉科長、公共職業安定所長、社協代表事務局長、民間社会福祉事業運営法人代表者、安曇養護学校長、権利擁護関係代表者、専門部会代表者、当事者代表者、当事者団体代表者、障害者総合支援センター所長、地域支援力向上スーパーバイザー
		子ども支援	部会 市町村、保健福祉事務所(福祉課、健康づくり支援課)、養護学校、教育委員会、社会福祉協議会、事業者(社会福祉法人等)、圏域内の小中学校特別支援教育コーディネーターの代表者、精神保健福祉センター、大町総合病院、総合支援センター(事務局)
		地域移行支援	部会 市町村、保健福祉事務所(福祉課、健康づくり支援課)、病院、デイケア、事業者(入所施設社会福祉法人、グループホームNPO法人等)、総合支援センター(事務局)
		日中活動・就労支援	部会 市町村、職業安定所、保健福祉事務所(福祉課、健康づくり支援課)、養護学校、一般高等学校、青年会議所、商工会議所、事業化推進員、事業所(就労継続B型事業所等)、企業、就労移行支援事業所、サポートマネージャー、総合支援センター(事務局)
		当事者	部会 当事者団体、家族会、当事者(公募)、総合支援センター(事務局)
		権利擁護	部会 市町村、保健福祉事務所(福祉課、健康づくり支援課)、当事者部会長、校長会支援学級担当者、職業安定所、労働基準監督署、社会就労センター、民生児童委員協議会、弁護士、関係団体、社協日常生活自立支援事業担当者、サービス事業所、総合支援センター(事務局)

圏域	自立支援協議会名称	部会・連絡会・委員会等	主な構成員等
		サービス等検討	部会 市町村、サービス事業者、社会福祉協議会、総合支援センター（事務局）
		実務担当者	部会 市町村、保健福祉事務所（福祉課、健康づくり支援課）、広域連合、各部長、総合支援センター（事務局）
		事務局	大北圏域障害者総合支援センター スクラム・ネット （住所）大町市大町1129 大町市総合福祉センター内
		ホームページアドレス	http://www.omachishakyo.org/
長野	長野市障害ふくしネット（協議会）	会長	長野市保健福祉部長
		全体協議会	会長、障害福祉課、市関係担当課、県保健福祉事務所、障害福祉サービス事業所、保健福祉関係者、教育関係者、医療関係者、障害福祉団体、相談支援事業者、行政関係、圏域コーディネーター、当事者、就労支援機関、相談員（市委託）など
		運営	委員会 市障害福祉課担当者、会長の指名するもの（10名以内）、事務局（市・委託）
		部会長	連絡会 市障害福祉課担当者、相談員（市委託）、各部会等代表（ワーキンググループ含む）
		ケアマネジメント	連絡会 ◎ケアマネ連絡会 市障害福祉課担当者、相談員（長野市から委託を受けた法人の障害者相談支援センター等の専門員） ◎指定相談支援事業所連絡会 市障害福祉課担当者、相談指定事業所、相談員（市委託）
		当事者	部会 市障害福祉課担当者、相談員（市委託）担当者、当事者団体、障害者支援団体、地域活動支援センター（支援者・利用者含む）
		けんり	部会 市障害福祉課担当者、相談員（市委託、障害者虐待防止サポートセンター、障害者差別解消サポートセンター）担当者、障害福祉事業所、当事者団体、司法関係機関
		こども	部会 市障害福祉課担当者、相談員（市委託、発達相談支援センター）担当者、当事者団体、障害児福祉サービス事業所、市保健所、市教育委員会、市こども未来部、児童相談所、精神保健センター、保健福祉事務所、特別支援学校、療育コーディネーター
		しごと	部会 市障害福祉課担当者、相談員（市委託）担当者、当事者団体、就労関係機関、就労支援事業所（就労移行、就労継続A型・B型）ハローワーク、障害者職業センター、就業・生活支援センター、企業、特別支援学校、長野技術専門校、セルフセンター、
		かつどう	部会 市障害福祉課担当者、相談員（市委託）担当者、自立訓練・生活介護事業所、特別支援学校、地域活動支援センター
		くらし	部会 市障害福祉課担当者、相談員（市委託）担当者、当事者団体、障害者支援団体、入所施設、グループホーム、居宅サービス事業所、
		地域でいこう委員会	ワーキング 市障害福祉課担当者、相談員（市委託、地域移行コーディネートセンター）担当者、当事者団体、精神保健福祉センター、市保健所、県保健所、地域包括支援センター、病院
		医療的ケア支援委員会	ワーキング 市障害福祉課担当者、相談員（市委託）担当者、障害福祉事業所、当事者団体、関係機関、療育関係、児童発達支援センター、生活介護事業所、保健所、医療関係、特別支援学校、圏域内の支援センター
		やさしいお店プロジェクト	ワーキング 市障害福祉課担当者、相談員（市委託）担当者、障害福祉事業所、当事者団体、当事者、商工関係者、企業、
		市事務局委託事務局	市事務局：長野市保健福祉部障害福祉課 （住所）長野市大字緑町1613番地 委託事務局：（福）信濃の星（コーディネートプラザながの） （住所）長野市川中島町今井1387-5
ホームページアドレス	http://hynet.sakura.ne.jp/fnet/		

圏域	自立支援協議会名称	部会・連絡会・委員会等	主な構成員等
長野	須高地域自立支援協議会 須坂市、小布施町、高山村	会長	須坂市健康福祉部長
		全体会	須高地域障害4団体、ハローワーク、病院、民生児童委員、事業所、教育委員会、保健福祉事務所
		運営委員会	部会長、ワーキングリーダー、保健福祉事務所、3市町村の課長・係長
		相談支援	部会 相談支援専門員、市町村福祉課、保健福祉事務所（地域移行）
		療育発達支援	部会 教育委員会、保健センター、母子通園施設、サービス提供事業所、特別支援学校、療育コーディネーター、特別支援コーディネーター、代表者、相談支援専門員
		就労支援	部会 ハローワーク、就労移行事業所、障害者職業センター、就業・生活支援センター、特別支援学校、相談支援専門員
		日中活動支援	部会 サービス提供事業所（B型・生活介護）、長野養護学校、相談支援専門員
		地域生活支援	部会 須高地域サービス提供事業所運営法人の代表、グループホーム事業所、社協、相談支援専門員
		権利擁護	部会 相談支援専門員、市町村福祉課、サービス提供事業所、親の会
		重心・医療的ケア支援	部会 相談支援専門員、市町村福祉課、保健師、サービス提供事業所、訪問看護ステーション、病院関係者
		事務局	須高地域総合支援センター （住所）須坂市須坂344-3 須坂ショッピングセンター内
		ホームページアドレス	http://sukou-shien.pupu.jp
長野	千曲・坂城地域自立支援協議会 千曲市、坂城町	会長	（福）しあわせ理事長
		全体会	千曲市・坂城町、障害福祉団体、障害福祉サービス提供事業所、社会福祉協議会、保育・教育関係、医療関係、民生児童委員協議会、圏域コーディネーター、就労支援関係 長野県保健福祉事務所 等
		運営委員会	会長、副会長、県保健福祉事務所、市福祉課、町福祉健康課、障がい福祉団体代表、障がい福祉サービス提供事業所代表者、各専門部会部会長、特別支援学校、事務局
		事業所連絡会	会長、各専門部会部会長、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、市町の係長、事務局
		就労部会	部会 市町、障害者関係団体、サービス提供事業所、企業、相談支援事業所、ハローワーク、特別支援学校 など
		さんさんネット	部会 市町、障害者関係団体、サービス提供事業所、相談支援事業所、特別支援学校 など
		生活支援	部会 市町、障害者関係団体、サービス提供事業所、相談支援事業所など
		相談支援	部会 市町、相談支援事業所など
		子ども	部会 市町、障害者関係団体、サービス提供事業所、相談支援事業所、特別支援学校、医療機関 など
		こころ支援	部会 市町、障害者関係団体、サービス提供事業所、相談支援事業所、医療機関 など
		事務局	千曲・坂城障がい者（児）基幹相談支援センター （住所）千曲市戸倉2388 （千曲市戸倉庁舎内）
		ホームページアドレス	http://cs-soudan.iimdo.com

圏域	自立支援協議会名称	部会・連絡会・委員会等	主な構成員等
長野	小川村自立支援協議会 小川村	会長	民生児童委員協議会長(互選)
		全体会	村長、村福祉担当(課長・係長・保健師)、村教育委員会、村福祉企業センター、手をつなぐ育成会、身体障害者協会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会
		部会	(全体組織の中で対応)
		事務局	小川村住民福祉課 (住所) 小川村高府8800-8
		ホームページアドレス	
長野	北部地区障害者自立支援協議会 信濃町、飯綱町	会長	信濃町身体障害者福祉協会 会長
		全体会	町長、町福祉担当(課長、係長含む)、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会、相談支援事業所、福祉サービス提供事業所(入所、通所、グループホーム、地域活動支援センター)、社会福祉協議会、町教育委員会、長野保健福祉事務所
		サービス調整会議	町福祉担当、相談支援事業所、福祉サービス提供事業所、社会福祉協議会、長野保健福祉事務所 サービス調整会議全体の中で課題により、当事者、当事者団体、教育委員会、保健師、療育コーディネーター等参集範囲を設定し検討。
		相談支援	部会 町福祉担当、相談支援事業所、
		啓発企画	部会 相談支援事業所、障害者関係団体
		研修	部会 町福祉担当、相談支援事業所
		事務局	飯綱町保健福祉課 (住所) 飯綱町牟礼2795-1
		ホームページアドレス	
北信	北信地域障がい福祉自立支援協議会	会長	中野市福祉課長
		総会	ハローワーク、保健福祉事務所、地方事務所、広域連合、医療機関(3)、特別支援学校、当事者団体(6)、社会福祉協議会(6)、福祉事業所(8)、司法書士会、社会福祉士会、北信ふくしMねっと(権利擁護センター)、民生児童委員協議会(6)、市町村(6)
		幹事会	市町村福祉課長、係長、北信保健福祉事務所福祉課課長・係長、健康づくり支援課係長、相談支援事業所、*必要に応じて部会長
		雇用支援ネットワーク	部会 ハローワーク、保健福祉事務所福祉課、地方事務所商工観光課、養護学校、就労支援移行事業所、就労継続支援B型事業所(4)、就労継続支援A型事業所(2)、NPO法人ぱーむぼいず、株式会社、まいさぼ(2)、相談支援事業所、就業・生活支援センター
		そだちネットワーク	部会 市町村保健福祉担当課代表、保健福祉事務所、家庭児童相談員、市町村教育委員会、養護学校、児童発達支援事業所、母子通園、児童養護施設、相談支援事業所
		本人中心	部会 サービス提供事業所代表(13)、保健福祉事務所福祉課、相談支援事業所
		サービス向上	部会 保健福祉事務所福祉課、市町村社協、居宅介護事業所、生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所、施設入所支援事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所
		精神	部会 市町村保健福祉担当課、保健福祉事務所健康づくり支援課・福祉課、医療機関、日中活動支援事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所
		権利擁護	部会 保健福祉事務所福祉課、市町村保健福祉担当課、市町村地域包括支援センター、市町村社協、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、共同生活援助事業所、権利擁護センター、施設入所支援事業所、相談支援事業所
		事務局	北信圏域障害者総合相談支援センター『ぱれっと』 (住所) 中野市笠原765-1
		ホームページアドレス	http://www.iiritusien.jp

平成30年度 地域自立支援協議会事務局の状況 (H30. 10. 1現在)

圏域	自立支援協議会名称	会長	事務局
佐久	佐久圏域障害者自立支援協議会	佐久市福祉部長	佐久広域連合障害者相談支援センター (住所) 佐久市取出町183 野沢会館内
上小	上小圏域障がい者自立支援協議会	市町村福祉課長	上小圏域障害者総合支援センター、市町村福祉係長等 (住所) 上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター2階
諏訪	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会	(社) この街福祉会 常務理事	諏訪圏域障がい者総合支援センター (住所) 諏訪市小和田19-3 諏訪市総合福祉センター内
上伊那	上伊那圏域地域自立支援協議会	駒ヶ根市福祉課長	上伊那圏域障がい者総合支援センター (住所) 上伊那郡南箕輪村6451-1
飯伊	南信州広域連合地域自立支援協議会	飯田市福祉課長	飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる (住所) 飯田市東栄町3108番地1さんとびあ飯田1階
木曾	木曾圏域地域自立支援協議会	大桑村住民福祉課長	木曾障がい者総合支援センター ともに (住所) 木曾郡上松町小川1702 ひのきの里総合福祉センター内
松本	松本障害保健福祉圏域自立支援協議会	中信社会福祉協議会 理事長	(福) 中信社会福祉協会 (住所) 松本市梓川梓2288-3
大北	大北障害保健福祉圏域自立支援協議会	大町市福祉課長	大北圏域障害者総合支援センター スクラム・ネット (住所) 大町市大町1129 大町市総合福祉センター内
長野	長野市障害ふくしネット(協議会)	長野市保健福祉部長	市事務局 : 長野市保健福祉部障害福祉課 (住所) 長野市大字緑町1613番地 委託事務局 : (福) 信濃の星(コーディネートプラザながの) (住所) 長野市川中島町今井1387-5
須高	須高地域自立支援協議会	須坂市健康福祉部長	須高地域総合支援センター (住所) 須坂市須坂344-3 須坂ショッピングセンター内
千曲・坂城	千曲・坂城地域自立支援協議会	(福) しあわせ理事長	千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター (住所) 千曲市戸倉2388 (千曲市戸倉庁舎内)
小川村	小川村自立支援協議会	民生児童委員協議会長(互選)	小川村住民福祉課 (住所) 小川村高府8800-8
北部	北部地区障害者自立支援協議会	信濃町身体障害者福祉協会 会長	飯綱町保健福祉課 (住所) 飯綱町牟礼2795-1
北信	北信地域障がい福祉自立支援協議会	中野市福祉課長	北信圏域障害者総合相談支援センター『ばれっと』 (住所) 中野市笠原765-1

平成30年度 長野県自立支援協議会 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	開催場所
3月	19日(火)	13:30 ~ 16:00	県庁

平成30年度 GH連絡会

開催月	開催日	開催時間	開催場所
1月	8日(火)	13:30~15:00	安曇野合同庁舎

